

ポーランド月報

編集・発行：ポーランド資料センター

東京都千代田区三崎町2-10-5 一國ビル3F
電話03-261-2585 郵便振替 東京2-81069

Center for Polish Research

% Kazukuni Bldg. 3 F

2-10-5 Misaki-cho Chiyoda-ku Tokyo 101

żądamy:

ODROJANIA STANU WOLNOŚCI

WOLNOŚĆ PRACY I WOLNOŚĆ WYBORCZĄ
WOLNOŚĆ WYBORCZĄ I WOLNOŚĆ WYBORCZĄ

WOLNOŚĆ WYBORCZĄ I WOLNOŚĆ WYBORCZĄ

AMBIENT DLA SZKARZYCH I AZTU APOKALIPSY
DZIAŁALNOŚĆ / WOLNOŚĆ WYBORCZĄPRZYKROKROTKI DO PRACY PRACOWNIKÓW ZA
STRAJĄ I DZIAŁALNOŚĆ WYBORCZĄ

WOLNOŚĆ WYBORCZĄ I WOLNOŚĆ

WOLNOŚĆ WYBORCZĄ I WOLNOŚĆ WYBORCZĄ
DZIAŁALNOŚĆ WYBORCZĄWOLNOŚĆ WYBORCZĄ I WOLNOŚĆ WYBORCZĄ
WOLNOŚĆ WYBORCZĄ I WOLNOŚĆ WYBORCZĄWOLNOŚĆ WYBORCZĄ I WOLNOŚĆ WYBORCZĄ
WOLNOŚĆ WYBORCZĄ I WOLNOŚĆ WYBORCZĄNSZZ
"SOLIDARNOŚĆ"UWOLNIĆ
LECHA社会自衛委員会KOR
その思想と軌跡

- KORを想う……………工藤幸雄 ……2
 「連帯」在外国際局声明……………6
 地下「連帯」声明……………7
 リピンスキの演説/KOR解散声明……………7
 KOR設立宣言……………12
 1982年8月31日……………13
 ボグダン・リスの演説……………13
 総括と展望……………地下「連帯」…16
 ビラ……………13 / 警察官に呼びかける……………16

新労組法に対する地下「連帯」の声明 ……11

- 勤労者自主運営 文献と資料……………18
 勤労者自主運営法テーゼ(案)……………19
 マゾフシェの見解……………21
 なぜ勤労者評議会を選出すべきなのか……………22
 「連帯」の思想と地下闘争の戦術(下)……………24
 新聞に載らないポーランド(下)……………27
 資料——映画改革草案テーゼ(下)……………28
 ポーランド日誌…31/事務局通信……………32

社会自衛委員会KOR

KSS-KOR

〔編集部注〕旧KOR指導者7名—M・ホエツキ、J・クーロン、J・リプスキ、J・リティンスキ、A・ミフニク、Z・ロマシェフスキ、H・ヴェツ—が戒厳当局により「国家転覆罪」で裁判にかけられようとしている。最高刑は死刑である。これは「連帯」に対する新たな攻撃にほかならない。本誌前号のミフニクの公開書簡に答え、この裁判を弾劾し、公開を要求するキャンペーンの一環として、ここにKORの基本資料を紹介する。

KORを想う

工藤 幸雄

I

ポーランドの「社会自衛委員会」KORは、戦後史とかぎらず20世紀の歴史における特異な社会運動として後世に記録されるだろう。それは、その誇るべき落とし子となった独立自治労組「連帯」と並んで、民主化運動の中核を形成し、いわゆるソ連圏のなかであって短年月とはいえ、これまでにない最も輝かしい活動を展開した希有の革命的かつ自主的団体であった。

組織としての「連帯」の存続は正確に数えて13か月にすぎない（80年11月10日～81年12月13日）が、KORは、その前身の「労働者防衛委員会」の発足（76年9月）から直系の嫡子たる「連帯」の確立を見とどけたうえでの自発的解散（81年9月）まで5か年の長きにわたり、そのあいだ多くは苦難の戦いをくりひろげた。

顧問として「連帯」を指導したクーロン、ミフニクらの賢明でねばりづよい戦略戦術がなければ、また彼らの発言（執筆、講演、インタビュー）が

なければ、民主化運動があればほどの盛りあがりを見せることはなかっただろうし、国際世論がその運動に共感をいだくということは、もっとむずかしかったと思われる。

この二人の働きに限らない。もともと投獄された労働者の救済に端を発したKORの運動の広がり、次第に民衆のための自主的な教育、出版、言論の実際活動に及び、ポーランド社会の活力に点火するに至った。その成果とそのエネルギーは「連帯」非合法化のこんにち、「地下連帯」がヤルゼルスキ軍政に対抗して強力な「地下社会」を築くための戦力の基盤となっている。

軍政当局は82年9月4日、御留中のKORの活動家クーロン、ミフニク、リティンスキ、ヴェツの4氏の手柄を「逮捕」に切りかえたと発表した。これに先立ってロマシェフスキ氏も逮捕され、このあと帰国したリプスキ氏も捕まえられた。いずれも「ポーランド人民共和国体制の暴力による転覆を図った」（刑法第1条四および28項）容疑に基づくもので、「潜伏中の残余のKOR指導者について手配済み」とされ、さらに逮捕者がふえる



手彫りの「拘留者郵便切手」。

勢いである。

また国外に滞在中のホエツキ氏には欠席裁判の手続きが進められている。同氏は5月いっぱい「連帯」メンバーおよび協力者による月刊誌と名のる *Kontakt* の編集長を務めているが、戒厳令下にも地下出版の単行本その他の編集・出版をつづける「自立出版所」NOWA設立の功労者である。NOWAが大々的にその活動を開始したのは1977年秋であった。

※

KORの業績全貌、個々のメンバーの思想、著作物、略歴などについては、ここに尽くすわけにはいかないが、下記の文献からとりあえずKORの5年間の活動をまとめておこう。これは軍事裁判のもとで死刑の判決さえ受けかねない人びとのため、国際的な世論に呼びかけたミフニクの「公開書簡」（『ポーランド月報』第7号）に応えようとする試みでもある。

軍事裁判の阻止、公判が開かれた場合の被告の支援（できれば弁護）に日本の世論の急速な高まりを期待する。

なお在外「連帯」は、軍事裁判に対抗して「KORのすべて」とでも題すべき緊急レポートの作成を急いでいると伝えられる。

（参考文献）

- Peter Raina, "Independent Social Movement in Poland," London School of Economics and Political Science, Orbis Books, 1981.
- Neal Ascherson, "The Polish August" Penguin Books, 1981
- Z. Erard et G. M. Zygiel, "La Pologne—une société en dissidence," Cahier Libres, Francois Maspero, 1978.
- Pavel Tigrid, "Révoltes ouvrières à l'Est

Editions Complexe, 1981.

- "Survey" (a journal, East & West studies), Autumn 1979, and Winter 1980, Oxford Univ. Press.

- "Solidarność" (Biuletyn Informacyjny), Paris.

なお既刊の「ポーランド月報」各号は言うまでもないが、「ポーランド〔連帯〕の挑戦」（柘植書房、81年）をはじめ、「ワルシャワ物語」（NHKブックス、80年）、「ポーランドの道」（サイマル出版会、81年）にもそれぞれKORに関係して若干の記述があるので参照されたい。

II

KORの初名のりは1976年9月23日のことである。このKomitet Obrony Robotników ひらたく訳せば「労働者たちを守る会」はまる1年すぎた翌年9月29日、KORの略称をそのまま残して、「社会自衛委員会」Komitet Samoobrony Społecznejと改称する。従って正式な略称はKSS—KORとあるべきだが、一般の用法に倣って小文ではKORと略記する（ポーランド語での呼び方はカタカナ表記に直すと「コル」となる）。KORが1年で改称したのは、「守る会」の目的を達したからだ（当時、このニュースは、筆者の記憶によれば「朝日新聞」の朝刊に1段組み数行のニュースで扱われた）。76年6月25日、例によって例のごとく値上げ発表をきっかけに起こった反対デモはラドム、ウルススで最も激しかった。値上げ計画は翌日撤回となったが、合わせて2500人が逮捕され、11月、9カ月から10年の有罪判決を受けた数はラドムで261人、ウルススで112人にのぼった。このほかデモ参加を理由の解雇は数百にもなる。

世論の圧力をまえに、さまざまな曲折を経て、受刑中の労働者が大赦されるのは77年7月22日である。こうして「守る会」はその使命を果たしたのだ。

当初のKORの結成は一朝一夕に成ったものではない。大戦当時からいささつ、また戦後に入り返された民主化ないし自由化運動の流れについては省略するが、KOR結成の前年、75年12月5日、憲法改憲案に反対する知識人59人の国会であ

抗議が70年代後半の民主化運動の火ぶたを切ったといえる。

しかしKORは知識人と労働者のあいだに体制反対の連帯を打ち立てていくという点で前例を見ない。のちに「連帯」組合の結成をもたらしたのも、いままた「地下連帯」が社会の圧倒的支持を得ているのも、あえて名づけるなら、この「識労協力戦線」の確立にある。

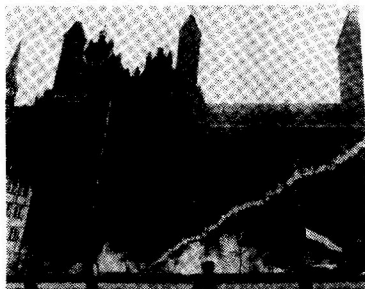
いちはやく「6月事件」直後の6月29日、労働者に対する弾圧に抗議し、真の労働者の代表機関の創設は「緊急の要」であると訴える知識人の声明が出る。署名14人のなかにはクーロンとミフニクの名もあった。

やがてクーロンはイタリア共産党のベルリングェル書記長あてに書簡を送る——「この責任は30年間にわたって政権につき、何ごとをも学ばず、何ごとをも理解しなかった人びとにある」。この書簡は7月20日のウニタ紙に掲載された。「識労戦線」と並んで国際世論への呼びかけというKORの戦術が、このときから始まる。

軍政当局は、これを逆手にとって、「国際陰謀に加担するKOR」を印象づけようとしている。「政労合意」2周年を記念する82年8月31日のデモの2日あと、国営PAP通信は書く。「これらの騒動の外部および内部からのけしかけは、周知のところである。ことに米系放送局、ラジオ自由欧州がそれであり、ギャングばりのやり方で反国家的な動きをそそのかし、そのうえで偏向したニセ情報をばらまいている。それらの動きを組織し指導しているのが、反社会主義的反対派の過激な活動家とイデオログである。なかんずくKSS—KORの連中だ。これについては具体的な証拠が存在する」。

通信はさらに、軍政当局がKOR指導者起訴の準備を指令したと続ける。だがKORは果たして「反国家的」「反社会主義的」と名づけるものかどうか。結成声明（77年9月29日）には、次のようにKSS—KORの目的が謳われている。

- 1 政治、イデオロギー、宗教、人種上の理由による弾圧に対して戦うこと、また同様に迫害された人びとを助けること。
- 2 いっさいの法の侵害に対して戦い、不法による犠牲者を助けること。
- 3 市民的諸権利と自由の制度的な保証のため



1982年8月31日
グダンスク市中心部の教会の前で
ガス弾の煙の中にポーランド国旗が翻える

戦うこと。

4 人権と市民の権利をめざすすべての社会的イニシアチブを支持し、防衛すること。

KORのその後の活動は、出版、啓蒙といい、「連帯」の結成といい、この目的の実現にはかならなかった。それは声明の末尾にある次の趣旨とも完全に合致する。

「われわれは抑圧に対する最も有効な武器とは市民の連帯であると信じ、その活動を続ける。なぜなら権力の恣意は、個人および集団の諸権利を守るべき自主的な機構のない社会の無力につけ入るからである」。

市民の連帯を最良の武器と信じ、しかもつねに現行の法律と憲法に依拠することを方針としてきたKORは、非暴力を行動の鉄則とした。自主出版を行うのは、言論・出版の自由を保証する憲法の条文の実現でこそあれ、非合法ではない、法律に定めない「検閲」は無視するのが当然——これがKORの考え方であった。この考えは、そのまま「地下連帯」にも引きつがれている。

KORは公然活動に徹した。どのような文書も匿名ではない。出版物には版元を明記する。メンバーは住所・電話番号を公開した（これは労働者・農民からの訴えを受けとる便をはかつてのことであろうが）。恐れず臆せず、正々堂々、公明正大——日本流に言うなら、つねにそうした態度で権力とわたり合った。

「政労合意書」の署名に至るぎりぎりの瞬間、労働者側がKORなど「政治犯」の全員釈放の要

求で政府側につめ寄ったのもKORの勢いがのりうつつた観がある。すでに、市民の連帯はKORの努力によって着々と築きあがっていた証拠である。分裂した民衆の無気力、あきらめのうえにアグラをかいてきた党・政府の権威失墜は、KORの結成と共に始まり、労働者を敵に回すことと情報の特権を破られることで、はりぼでの「社会主義」権力は泥沼に落ちこんでいった。

III

「社会主義」の神話は崩壊する。代わって「真実が朗々と語り出した」と書くアンジェイ・シチビョルスキは、KORの使命は「全体主義的官僚主義の恣意から社会と個人を守る」ことであるとす。はりぼでの「社会主義」の中身は「全体主義」である——というのがKORの人びと（コワコフスキ、ドラヴィッチ、マゾヴィエツキらもそう呼んでいる）の一致した見解であるようだ。

ただしKORは決して政治団体でも思想団体でもない。多様性、多元主義がKORの生命でありそこに「鉄の規律」はない。だいいちKORは組織体ではなかった。結成時の声明の署名者は26人、79年の年初には委員の数は34人にふえたが、あとは続々と増加した支持者によって活動が展開されたにすぎない。良心ある人々の自発的なエネルギーが推進力となったのである。

この勢いに励まされてKORの周辺には、自主活動の組織が次つぎに生まれて行った。「農民自衛委」、「自立農民組合法」、「信仰者自衛委」、「農民知識センター」、「学生連帯委」、「学術講座協会」、「青年ポーランド運動」等々。

労働者が集中しているカトヴィツェ、グダンスクの両地方に「自由労組設立委」が発足したのは78年、前者は2月23日、後者は4月29日のことである。79年10月11日にはシチェンがそれに続いた。79年（日付は不詳）に作成された「労働者権利憲章」は、これらを初め全国各地の活動家が署名して、団結権、ストライキ権を宣明した歴史的な文書である。

これと並んで重要なものに80年6月12日、法廷の4被告を代表してホエツキ M・Chojecki の長文の弁明がある。NOWAの出版活動が何ゆえに必要となったかを明らかにし、全員の無罪を主

張した。

民主運動各派の定期刊行物はKOR結成と同時に77年9月に発刊の *Biuletyn Informacyjny* 「情報ブレティン」を筆頭に次のものがある（特に示さないものは月刊、*印はKOR系）。

Zapis 「記録」（*77年1月）、*Robotnik* 「労働者」（*隔週77年9月）、*Spotkania* 「出会い」（77年10月）、*Puls* 「鼓動」（同）、*Głos* 「声」（*同）、*Bratniak* 「同胞」（同）、*Gospodarz* 「農民」（77年12月）、*Krytyka* 「批判」（季刊、78年秋）。ほかに *Opinia* 「意見」、*Doroga* 「道」、*Res Publica* 「共和国」など。

月刊は雑誌形式が主だが、NOWAを初め「ポーランド出版所」、「5月3日出版所」は別に単行本の出版をしきりに行ってきた。これらが検閲のために欠落していた情報の穴をうめ、とくに対ソ連関係史などポーランド近・現代史の空白を補った功績は大きい。単行本には「学術講座協会」（いわゆる飛ぶ大学）の講座から採ったものもあるが禁じられた文学作品も少なくない。

KORの貢献は、政治よりもむしろ文化、道義の面で最も大きかったと考えられる。クーロン、ミフニクらの所論が、いつの日か国境を越えて近隣の「ソ連圏」諸国へ流れこむとすれば、類似の体制下に苦しむ民衆にとって、いかに大きな福音となるだろう。そのとき人びとはKORの功績の大きさに驚くかくもしれない。

軍政が、またその背後にあると考えられるモスクワが、厳罰をもってKOR指導者に臨めば彼らの「全体主義」的性格をもういちど天下に露呈するばかりだ。「反社会主義」とは彼らに突き返すべきレヴェルにすぎない。労働者を抑圧し、民衆の人権を無視する体制が「救国」の美名で身をかざるのは、これまで虚偽の看板を掲げてきた惰性の延長なのだ。

KORは1年まえに解散した。「連帯」労組は非合法へ追いこまれた。しかしKORの思想、「連帯」の理想——自立と自治と民主と自由への願望は、広くポーランドの社会にしみこんでいる。その社会のうえには、いかなるニセものの「社会主義」も、転覆を企てることなしに早晚、崩壊すると信じた。われわれに、その信念を吹きこんでくれたのはKORであり、「連帯」である。

(1982年10月26日)

KOR裁判に関する「連帯」在外国際局声明

Oświadczenie Biura Koordynacyjnego NSZZ "Solidarność"

ポーランドの軍事政権は、1年前に解散した社会自衛委員会＝KORのメンバーを起訴状態においた。起訴されたのは、ミロスワフ・ホエツキ、ヤツェク・クーロン、ヤン・ユゼフ・リブスキ、ヤン・リティンスキ、アダム・ミフニク、ズビグニェフ・ロマシェフスキそしてヘンリク・ヴエツである。社会自衛委員会の他のメンバーも裁判所に出頭すべきことがすでに宣告されている。彼らは体制転覆をはかったとして告発されており、5年間の懲役から死刑にいたる刑が彼らを待ち受けている。

KORの起訴は、さる8月31日とその後に行われた戦争状態反対のデモンストレーションに対する権力側のひとつの反応である。社会の全体やあるいは「連帯」の何百万という組合員を裁判にかけることが不可能であるために、また組合指導者を告発する勇気がないために、権力はデモを組織した責任者を、長年にわたり社会自衛委員会＝KOR内部で行動してきた知識人たちの間に求めている。KORの知識人たちの多くは、1981年12月13日以降監獄の中にいる。

この裁判では、KORのメンバーはいけにえの羊の役割を演じる。しかし彼らが攻撃的になったという事実は、「連帯」の結成に大きく寄与した人たちに対しWRON【救国軍事評議会】が抱いている憎悪を示している。

独立自治労働組合「連帯」第1回全国大会の決議のひとつはこう述べている。「1976年6月の諸事件後に結成された労働者防衛委員会は、弾圧を受けた労働者とその家族に対し援助を行った。それは、1976年から登場した民主主義的反対派の最

初に結成された組織だった。それは知識人と労働者の立場の一致を表現していた。委員会のメンバーと協力者はこの活動のために、1980年夏以前、何度も迫害され、投獄され、言いがかりをつけられた。「連帯」第1回全国大会は、労働者防衛委員会のメンバーと協力者に対し感謝する。労働者の大義の、そして国民全体の大義の防衛の分野におけるその功績は大きい」。

現在準備されているこの裁判は、国際世論による精神的な対応を、とりわけ全世界の労働組合すべての対応を要求している。問題となっているのは、権力と社会との間の紛争の平和的解決を一貫して主張してきた人たちの、現代世界的地政学的条件により課された限界を考慮しつつ、ポーランド人の政治的、社会的、文化的希求を満たすための方途を追求した人たちの防衛である。この裁判は、現実の人々に対する裁判であり、多くの犠牲を払わせられるのはこの人々なのだが、同時にこれらの人たちが活動家として、また専門家として参加していた「連帯」に対する裁判でもある。同様に、12月13日後の組合活動のために最高10年におよぶ懲役刑の対象となっているのも「連帯」である。現在準備されている裁判は、その恣意的な性格と、あらゆる基本法の明白な無視のゆえに、スターリン主義の暗黒の時代の裁判を、いま一度われわれに想い起こさせる。

ブリュッセル、1982年9月14日

独立自治労働組合「連帯」在外国際局

["Solidarność" Biuletyn Informacyjny, nr. 35, 1982. 9. 22] [訳：水谷駿／高橋初子]



M・ホエツキ



J・クーロン



J・リブスキ



A・ミフニク



H・ヴエツ

KORに関する独立自治労働組合「連帯」暫定調整委員会声明

aresztowanie byłego kss-kor

旧社会自衛委員会＝KORのメンバーの逮捕は権力が拘留者を人質として扱っていることを証明する。これはまったく不法である。WRONの布告、とりわけ1981年12月13日の大赦令にさえ違反する。社会生活から長期にわたって「連帯」活動家を排除することを目的としたまったくデッチ上げの裁判への道がこうして開かれる。KOR事件は始まりにすぎない。やがて拘留中の次のグループがでたための理由により逮捕されるだろう。われわれは、投獄されているすべての活動家の釈放を求めて闘うのとまったく同じように、KORメンバーの釈放を求めて闘う。

われわれは知っている。労働者防衛委員会が19

76年6月のあとに結成され、弾圧の犠牲となったラドムとウルススの労働者のために援助を組織し、それから出版と教育の分野で独立した活動を開始し、弾圧の犠牲者を防衛したことを。1980年8月以前、それは独立労働組合設立委員会を援助したことを。社会自衛委員会＝KORは1981年9月に解散した。

1982年9月6日

独立自治労働組合「連帯」暫定調整委員会

[Solidarność, Biuletyn Informacyjny No.35,
06.10.82, p. 4 訳：水谷 颯]

KORの解散

PRZEMÓWIENIE E. LIPiŃSKIEGO

エドヴァルト・リピンスキの演説

1981年9月28日「連帯」第1回全国大会

私はこれまでの生涯を通じていく度となく演説をした。だが今日ほど演説の前に緊張したことはかつてなかったと言わねばならない（拍手）。それはたぶん、私が今、話をしようとしている場の条件のためであろう……。

何から始めようか。1976年——国民への脅威がますます高まっていた。ポーランドの社会と国民はあらゆる方面から脅かされていた。文化的に、政治的に、精神的に、社会的に、経済的に。1976年の諸事件——労働者たちの反乱——警察と治安部隊は人々を殴り、痛めつけた。無数の人々がクビを切られた。ラドムで、ウルススで。自衛し、不当な虐待を受けたものたちを守ろうという考えが生まれた。こうして労働者防衛委員会、のちの社会自衛委員会が結成された。

1976年以降、時代は変わった。巨大な社会的勢力が登場した——「連帯」である。この大会は、わが国の過去数十年の歴史上、前例のない出来事である。KORの活動上の環境もまた、今や以前



エドヴァルト・リピンスキ

と同じではない。新しい状況とKOR以上に効果的に働く新しい勢力が生まれたことを考え、KORは、自らの活動にいわば終止符を打つべき時が来たかと判断する。皆さん。ここでKORの声明を読み上げさせて頂きたい。これはある意味で、KORの遺書でもあるのだ。あまり時間を食わなければよいが。

（声明を読みあげる）

社会自衛委員会—KOR 解散声明

Oświadczenie Komitetu Samoobrony Społecznej KOR

1976年6月のストライキに参加したために弾圧の犠牲となった労働者たちに対し、救援の運動が同じ年の夏に始まった。9月23日に労働者防衛委員会KORが設立された。当時のわれわれは、さまざまな政治的、思想的立場の人間の集まりであった。われわれを結びつけたものは、1個の確信、すなわち国民の連帯した行動と、社会諸集団の意志を表明し、市民の権利を効果的に守る独立した社会組織の結成こそが、専横に終止符を打つ最良の道であるという確信であった。われわれの行動の基礎は、人権と市民権は剝奪不可能であり、すべての社会が暴力に対し自らを守る義務を持つという信念であった。1977年を通じてわれわれは、逮捕され、警察に迫害され、解雇された何千という労働者に対し、物質上、法律上、医療上の援助を行った。

1977年9月、ウルスとラドムでつかまった労働者全員が釈放されるにおよび、KORはその目的と課題を、権利もなく防衛もされていらないあらゆる地域、あらゆる社会層の人々にも手をさしのべるよう拡大する必要があったと考えた。そこで労働者防衛委員会は社会自衛委員会(KSS)—KORと改称され、4つの基本目的を定めることになった。

- 1 政治的、思想的、宗教的、人種的弾圧に反対して闘い、この弾圧の犠牲者を援助する。
- 2 法の侵害に反対して闘い、その犠牲者を援助する。
- 3 市民の権利と自由の制度的確立を口ざして闘う。
- 4 人権と市民の諸権利の実現をめざす社会的イニシアチブのすべてを支持し防衛する。

われわれの運動の力の源は人間の連帯であった。ポーランド国内と外国における人間と市民の諸権利の擁護者たち、そしてとりわけ亡命ポーランド人たちが与えてくれた援助が、われわれの行動の物質的基盤となった。これによりわれわれは、不当に解雇された者たちを支援することから始めて、のちには、はるかに大規模なイニシアチブをとることができた。

しかしながら、われわれの行動が可能になったのは、われわれの囲りに結集した何百何千という活動家および協力者の民主主義的運動があったからこそであった。彼らこそが、いやがらせと警察による様々な弾圧——家宅捜索、逮捕、ひんぱんな物理的暴力——にもかかわらず、われわれの文書や声明を謄写版で刷って配布

し、情報を集めてわれわれに伝え、『ビュレティン・インフォルマツィスイ』、『ビュレティン・ドノシロンスキ』、『グウォス』、『クリティカ』、『ブルス』、『ロボトニク』などの独立出版物やかの有名な出版所ノヴァ(NOWA)を組織し、編集したのであった。彼らこそが、警察と司法機関の専横に対し自衛する必要を国民に説明する何万というビラを配布したのであった。彼らこそが、労働者や農民、学生、知識人たちとの無数の結びつきを作り、それらは多くの場合、強固な絆となった。そして彼らこそが、その実際の行動のゆえにではなく、蛮行や苛食を理由として法廷や軽罪裁判所に引きずり出されたのであった。

われわれが、ポーランド全土に援助の手をさしのべる調査局の体制を整えることができたのも彼らのおかげであった。彼らのおかげでわれわれは情報銀行を組織することができ、こうして、人間と市民の権利に関する国際条約の署名者である国家が犯した不法行為を覆い隠す、沈黙と嘘の壁を打ち砕くことができた。彼らのおかげでわれわれは、社会自衛委員会としてわれわれが自らに課した諸任務を達成することができた。

われわれが極度の困難に直面することがなかったのも、基本的にわれわれの行動が国民に支持されたからであった。われわれは、何度もわれわれを擁護してくれた今亡きポーランド首座大司教ステファン・ヴィシンスキ枢機卿に、また科学および文化の領域で国内外の誰もが認める道義的権威の持主である多数の人々に、多くを負っている。公然たる不正への挑戦のみが法の侵害に対して歯止めをかけることができたし、どんな市民グループやどんな市民個人への弾圧にも抗すべく団結した全体としての社会のみがそれを終らせることができた、われわれは心の真そこから確信している。

今日、独立した社会諸組織が、社会の自衛のための強力な手段となっている。その中で最も重要なのが、わが社会の真の代表、独立自治労働組合「連帯」である。

かつて公然たる容易ならざる活動を開始した時、われわれは、社会に関するわれわれのビジョンがこんなにも早く実を結ぶとは想像もしなかった。自らの解放と、自治と、正義と、経済および政策決定に対するコントロールと、政治生活における明白さと民主主義と思想・表現の自由の抜本的な拡大と、情報手段の利用

と、政府が共有できない意見だからとその持主を迫害することの中止を社会が要求するという考えが、である。ポーランド人民共和国の国民生活に重要なかわりをもつ決定はすべて、——もちろん政府が調印された協定に忠実であればの話であるが——数百万の組合員を持つ「連帯」の代表団と共同で検討されなければならない。

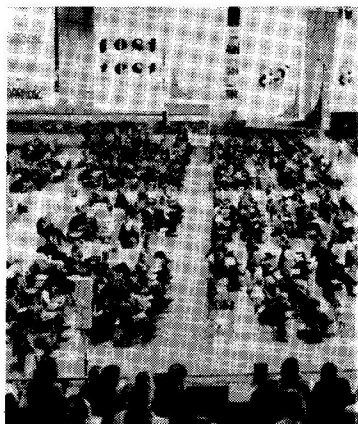
独立自治労組「連帯」は毎日のように新しく委員会や機関を作り出している。そこで、これまで社会自衛委員会—KORがその力の範囲内でやってきた仕事が遂行されようとしている。社会自衛委員会—KORのメンバーと協力者の多くが今日では「連帯」の隊列内にいる。ある者は専門家としての役割を果たし、ある者はただ長年の経験を活かしている。

KORの、そしてのちには社会自衛委員会—KORの諸目的に同意する者はすべて、今日、組合員としてであれ、協力者としてであれ、それぞれの能力とそれぞれの才能に応じて「連帯」を支持し、これに合流すべきである、とわれわれは考える。ポーランド社会は今日、政府の全体主義と腐敗と専横によりかくも荒廃してしまったわが国の改造に取り組むことができるほど成熟している、とわれわれは考える。今日、「連帯」第1回全国大会の会議と最初の民主主義的な執行部選挙に際し、真のポーランド共和国をつくるための闘いは「連帯」の力と意志に委ねるべきだとわれわれは考える。

われわれは今日、KOR結成5周年のこの日、われわれの仕事は終わったと考える。われわれの決定がポーランドと外国における公式の宣伝攻撃の圧力の下になされたなどと言うことは誰にもできない。われわれの決定はつねにわれわれが仕えようと努めている2つの価値、誠実と真実に基いて下された。

われわれはそれぞれ、世代、育ち方、思想的立場を異にしていた。われわれは、不正と暴力の犠牲者すべてに対する連帯によって結ばれていた。われわれはこのことを態度で示そうと願い、自らの身の危険も、政治的術策も、犠牲者がどんな人かとも考えなかった。人間と市民の諸権利の尊重は、人類と諸国家の平和のためのひとつの条件である。「独立ポーランドがその地図上になければ、公正なヨーロッパはない」。

われわれは、自らの良心と市民としての自らの判断に基き、ポーランドとポーランド国内のポーランド人の自由のためにできる限り尽くしてきた。われわれは、かつて自らの寛容と自由の伝統に信を置くことのできたポーランドの理想を持ちつづけてきた。ポーランド人、白ロシア人、リトアニア人、ウクライナ人、ユ



連帯 第1回全国大会(1981年9月)

ダヤ人の共通の祖国でありえたポーランド、言語、信仰、民族的起源の別なくそのすべての市民の祖国であったポーランドの。われわれの仕事についての評価を下すのはわれわれではない。われわれが望むのは、それが国民的偉業の役に立つことである。独立、公正、民主主義のポーランドの建設という事業の。

ワルシャワ、1981年9月23日
社会自衛委員会—KOR

【署名者】 イェジ・アンジェイエフスキ、スタニスワフ・バランチャク、コンラッド・ビェリンスキ、セヴェリン・ブルムシュタイン、ボグダン・ホルセヴィチ、アンジェイ・ツェリンスキ、ミロスワフ・ホエツキ、ルドヴィク・コーン、イェジ・フィツォフスキ、ズビグニェフ・カミンスキ神父、ヴィエスワフ・ビョトル・ケンチュク、ヤン・キェラノフスキ、レシェク・コワコフスキ、アンカ・コヴェルスカ、ヤツェク・クローン、エドヴァルト・リビンスキ、ヤン・ユゼフ・リブスキ、ヤン・リチンスキ、アントニ・マチュレヴィチ、アダム・ミフニク、ハリナ・ミコワイスカ、エヴァ・ミレヴィチ、ビョトル・ナイムスキ、ヴォイチェフ・オニシキェヴィチ、アントニ・バイダク、ズビグニェフ・ロマシェフスキ、ユゼフ・ルィビツキ、アヌラ・ステインスベルゴヴァ、ユゼフ・シレニオフスキ、マリア・ヴォシェク、ヘンリク・ヴエツ、ヤン・ジェイヤ神父

(リビンスキ教授は演説を続ける)

私は長い演説をするつもりはない。皆さんはもっと重要な問題を取り扱うべくここにおられるのだから。しかしまだこの演壇上にいる間にあと少し述べたことをお許しいただきたい。KORは自らの活動に終止符を打つ。独立したポーランドと人権と市民権をめざす闘い、今後も継続せねばならぬ闘いという課題は、今や別の勢力がより強力な双肩に担うことになった。

あの合意や最近のこうした変化にもかかわらず私は、この闘いはまだ終わっておらず、昔の状態へもどろうとする勢力が依然存在しているという印象、もしくは確信、もしくは疑念を禁じ得ない。

私は最近、カンアが党大会において、われわれを脅かしているという流血について語ったのを聞いて、わが耳を疑った。また、先日ヤルゼルスキ将軍がポーランドの社会主義を守るために軍を動員する用意があると述べたのを聞いて愕然とした。これはどういうことなのか。軍がいかにしてポーランドの社会主義を守ることができるのか(拍手)。

軍がポーランドの社会主義を守ろうとすれば、民衆に銃を向けることになる。こんな光景をテレビで見た。2人の軍人が、社会主義を守り、命令を実行する用意があると熱をこめて語るのだ。だが、軍事政権からどんな命令が下されるのか。社会主義を守るために当局はどんな命令を下すのか。「撃て、ノ」——そんな想像が脳裏をかすめた。

社会主義の防衛とは、原則の問題であり、理論の問題であり、政治的見解の問題である。最高権力機関の代表が、社会主義に対する明白な脅威を避けるためと称して軍を動員するとわれわれを脅すような事態は、一体いかにして生じるのか。ポーランドの社会主義が脅威にさらされているとはどういうことか。そもそも社会主義に対する脅威とはどんなものか。そのような反社会主義的、反革命的勢力とは誰か。

社会主義の古典的定義に基づけば、社会主義とは資本主義経済よりも秀れた経済を、資本主義より多くの自由を、労働者の問題の解決、労働者階級の解放を、万人が自らの調和のとれた発展のための条件を見出す社会を、文化と文明の宝庫の自由な利用を意味した。

ところが作り出されたのは、欠陥だらけの、非効率的な、浪費の経済の社会主義であった。この

社会主義経済システムがもたらしたのは、経済危機などという生やさしいものでなく、過去百年間あるいは二百年間に前例のない経済的破局である(拍手)。

おそらく同じことがカンボジアについても言える(拍手)。ここでは社会主義体制が自らの社会主義を守るのと称して350万人の人々を粛清した。

この浪費経済の社会主義が、この監獄と検閲と警察の社会主義が、30数年間にわたってわれわれを蝕んできた。これは他の一部諸国においても同じである(拍手)。

私は、1906年以来、自分を社会主義者と考えてきた(拍手)。しかしながら私にとって社会主義とは、よりよい経済、民主主義的な経済をめざす闘い、生産手段の社会的所有——新しいタイプの一群の私的所有者を生むだけの国家的所有ではなく——をめざす闘い(拍手)、工場や民主的運営をめざす闘い、社会主義国家の目標である政治的自由をめざす闘い、検閲の廃止をめざす闘い(拍手)、ポーランド国家の全き発展をめざす闘い、このような闘いである。

私に言わせれば、³彼ら、の社会主義こそが、まさに反社会主義的、反革命的勢力なのだ(嵐のような拍手)。

彼らわれわれを流血の危険で脅かす。彼らは党の庇護の下に共産主義ファシズム雑誌『ジェチヴィストシチ』[現実]や『エクラン』[スクリーン]といった雑誌や産別労働組合の機関紙を出している(拍手)。反ユダヤ主義が頭をもたげている。産別労働組合の機関紙が、第1次世界大戦前のオフラーナ(ロシアのツァーの秘密警察)の手になる反国家、反ユダヤ主義の「シオンの賢者の書」を引用している。産別労働組合の代弁者にふさわしいことだ(拍手)。

彼らはヤルゼルスキ将軍の庇護の下に『ジョウニェシ・ヴォルノシチ』[自由の兵士]という共産主義的ファシズムの新聞を出している(拍手)。その最新号のひとつが、カティン事件はロシアの犯罪だったと主張する「連帯」とKORのならず者を攻撃した。彼らは言う。違う、カティン事件の責任はドイツにある、と。彼らは1981年になってもまだこんな大ウソをつこうとする、ノ(拍手)。これが、兵士と将校たちの知性と精神と士気の形成を任務とするポーランド国軍の新聞なのだ(拍

手)。

ここにいるわれわれはすべてが社会主義者であるわけではない。しかしわれわれは、すべてが同じ目的のために闘っている。ポーランドには、生産手段の再私有化を要求する勢力は、いかなる少数派といえども存在しない(拍手)。カトヴィツェの製鉄所やレーニン製鉄所を再私有化しようとする勢力は存在しない。

一方すべての人が、小さな商店や小さな工場、レストランや職人仕事は私営に移すべきだと考えている。この種の企業は個人的イニシアチブによってのみ効率的に運営できるからである(拍手)。この種の企業の社会主義化は、それを官僚化する

ことであり、変化する条件に適合するための創造的要素を破壊することである。このような企業の場合は私営の方がよい。しかし、反革命勢力は存在しない。重工業の再私有化を要求したとすればそれが反革命的勢力であるが、今日ポーランドにそのような勢力は存在しない。

自由を熱望し、自由のために闘い、ポーランド人のために普通の生活条件を要求する勢力は存在する(拍手)。だが、この勢力は反社会主義ではない(嵐のような拍手と『スト・ラト』〔百年の歌〕の合唱)。

A S 通信 第40号、1981年9月26～28日

(訳:水谷駿/高橋初子)

新労働組合法に対する T K K の声明——1982年10月9日

ポーランドにおけるすべての労働組合の解体は、文明化された社会の歴史上、前例のない行為である。この行為により WRON [救国軍事評議会] は、白らが敗北を蒙ったことを認めた。

WRON は労働組合を粉砕することに成功しなかったし、多少とも有名な労働組合指導者を買収しようとしたその試みはむなしかった。

戒厳令下の10ヵ月間、労働者たちはこん棒の体制に対するその反対の意志を一致して表明した。

ポーランド人民共和国憲法に違反する存在である WRON の設置を何ら抗議することなく承認し、戒厳令を施行した国家評議会の不法な布告を合法化した国会は、いままた、有権者の意志に逆らって、ポーランドの多数の市民の90%を組織する労働組合をあえて解体した。こうしてそれは自ら、その社会的委任を解かれたのである。

独立自治労働組合「連帯」はその組合員の意志によってしか解散されえない。われわれの組織は存在し、自治共和国の樹立を日ざしてその活動を続けるだろう。

「連帯」暫定調整委員会は、全組合員に対し、またすべての労働者とすべての労働組合に対し、新しいみせかけだけの労働組合をボイコットするよう呼びかける。この労働組合に加盟しないという事実は、一種の国民投票となる。この国民投票により国民は、抑圧の政治に反対であり、人民の奴隷化に反対であり、社会的貧窮の深化に反対であり、破局的な社会

的、経済的政策の37年間に反対であることを宣言するのだ。

新しい労働組合をボイコットしないことは、独立した労働組合運動の理想に対する裏切りである。この国民投票は人民ポーランド史上最初のものとなり、政府がその結果を偽ることは不可能である。

11月10日、「連帯」登録の2周年にあたるこの日は抗議の日である。すべての労働者に対し、どの組合に属するかを問わず、法の侵害と貧窮に対して、全国で大規模な抗議を行うことを呼びかけたい。

11月10日午前10時から4時間の抗議ストを決行しよう。ストライキはその指導者がわからないように組織されなければならない。11月10日の抗議行動の準備のために、すべての企業、すべての工場、すべての部署に秘密委員会を設置する必要がある。この抗議行動の展開は、労働組合の将来の戦略の方向を指し示すこととなろう。

「好むと好まざるとにかかわらず、「連帯」は存在し、存在し続ける」(「連帯」第1回全国大会におけるレフ・ワレサの言葉)。

1982年10月9日

「連帯」暫定調整委員会 (TKK)

ズビグニェフ・ブヤク (マゾフシエ)

ボグダン・リス (グダンスク)

ヴワディスワフ・ハルデク (クラクフ)

ピョートル・ペドノシュ (ヴロツワフ)

[「インプレコール」第135号、4頁 訳:水谷駿]

労働者防衛委員会KOR設立宣言

Apel Komitetu Obrony Robotników do Społeczeństwa i do Władz PRL.

法外な価格引き上げに対する労働者たちの抗議は社会全体の気持を反映していた。これに対して残虐な弾圧がなされた。ウルススで、ラドムで、その他の町でデモ参加者は殴られ、足蹴にされ、おびただしい数が投獄された。きわめて大規模に解雇が行われた。逮捕に加えてこのことが、弾圧の犠牲者の家族を打ちのめした。

弾圧の実施はつねに権力による法律の侵犯と結びついている。裁判所は証拠もなしに判決を下し、労働憲章をまったく無視して人々が解雇された。白白を引き出すために暴力を行使することもためらわなかった。不幸なことに、こうしたやり方はわが国では何らこと新しいものではない。憲法改訂に対する抗議書簡署名者たちに加えられた不当な弾圧を想起するだけで十分である。ある者は職場や大学から追われ、電話を盗聴され、脅迫を受けた。しかしながら弾圧が今回ほど野蠻かつ大規模だったことはかつてなかった。初めて、物理的暴力を伴う逮捕と尋問が行われたのである。

現在の弾圧の犠牲者たちは、このような場合に援助の手をさしよることを任務とするはずの諸組織から何の援助も期待することができない。たとえば労働組合である。その役割は何ともみじめである。社会的保護機関も一切の援助を拒否している。

このような状況下にあっては、この任務を引き受けなければならないのは国民（社会大衆）である。弾圧の犠牲者たちは、国民のために行動したのだ。実際、国民には連帯と相互扶助による以外、不当な扱いに対して身を守る術はない。

まさにこのような理由により、下に署名する者たちは、防衛と支援のあらゆる形態のイニシアチブをとることを目的として、労働者防衛委員会の結成を決定した。法律上、財政上、医療上の援助が不可欠である。弾圧に関する完璧な情報もまた決定的に重要である。犠牲者たちの効果的な救援は、権力の行為を公けにすることによってのみ可能になるとわれわれは確信する。そこでわれわれは、迫害を受けたすべての人々、またそのことを知っているすべての人々に対し、それに関する情報を本委員会メンバーに知らせられんことを特に要請する。

本委員会メンバーが有する情報に基き、これまでに16万ズウォティの資金が集められ、援助のために使用

された。だが、もっとも多くの資金が必要である。国民による大々的なイニシアチブのみがこの必要を満たすことができる。弾圧の犠牲者が出た全国いたるところで、国民は彼らの防衛のために自らを組織しなければならない。各地域、各職場に、相互扶助のための共同組織を推進する勇気ある人々が必要である。

労働者に対する弾圧手段の行使は、国際法とポーランド国内法の双方により当然かつ欠すべからざるものとして認められている基本的な人権、すなわち、労働の権利、個人的信念の自由な表現の権利、集会およびデモンストレーションの権利などに対する侵害である。それゆえに本委員会は、服役中の者および拘留中の者すべての釈放と、迫害されている者すべての復職を要求する。われわれはこの要求に関し、1976年9月9日の司教会議の決定と連帯する。

国民すべてに対し、この要求を支持するよう訴える。われわれは深く確信する。労働者防衛委員会を結成し、活動を行うことにより、われわれは人間と祖国に対する義務を果すのであり、祖国と国民と人類の正義に奉仕するのだ、と。

1976年9月 1976年6月25日の諸事件に関連して弾圧の犠牲となった労働者の防衛委員会

イェジ・アンジェイエフスキ
スタニスワフ・パランチャク
ルドヴィク・コーン
ヤツェク・クーロン
エドヴァルト・リビンスキ
ヤン・ユゼフ・リプスキ
アントニ・マチュレヴィチ
ビョトル・ナウムスキ
アントニ・パイダク
ユゼフ・ルイビツキ
アニェラ・ステインスベルゴヴァ
アダム・シチボルスキ
ヤン・ジェヤ神父
ヴォイチェフ・ジエンピンスキ

“Solidarność” Biuletyn Informacyjny, nr. 33,
1982, 9, 8 (訳: 水谷駿/高橋初子)

1982年



8月31日

31.08.1982

われわれは要求する Żadamy

戦争状態の解除

独立自治労働組合「連帯」および個人農
独立労働組合の合法的活動の再開

すべての拘留者の釈放

拘留者の大赦および12月13日以降の組合活
動禁止令の廃止

ストおよび組合活動を理由に解雇されたも
のの復職

ポーランド・ジャーナリスト協会および独
立学生連盟の合法化

戦争状態下での犠牲者の氏名リストの公表
戦争状態施行後の経済的損失の一覧表作成
国民的和解をめぐる社会との対話の開始

独立自治労働組合「連帯」

“Solidarność”, Biuletyn Informacyjny,
Nr.36, 29.09.1982. Paris.

Przemówienie B. Lisa 31.08.82

「連帯」は勝利する

1982年8月31日

ボグダン・リス

〔訳注〕ボグダン・リスは「連帯」暫定調整
委員会の幹部で、地下抵抗運動の主要な指導
者のひとり。この演説は、8月31日にグダン
スクでの抗議行動に際しテープで流された。

組合員諸君ノ

今日——わが国民にとってかくも巨大な意味を
もつ出来事の2周年記念日を、2年前の1980年8
月31日に歴史的合意に署名した人々すべてに今や
ののしりの言葉が投げつけられている状況下で迎
えるにあたって、全国民の気持ちを雄弁に語りう
る言葉を見つけるのは難しい。

2年前、われわれはポーランドの歴史に新たな
一頁を開いた。われわれ皆が、35年間の統一労働
者党統治下で破壊されたわれわれ皆の共同の家、

つまり祖国ポーランドを再建するための土台づく
りに参加した。あのころわれわれは、政府と社会
をへだてている相違点にもかかわらず、われわれ
の戦後史の暗部として記された時期以来の悪しき
ことどもはただの歴史上の出来事であり、今後も
永遠にそうありつづけるだろう、と思っていた。

しかし12月13日、党は、その暗部よりさらに暗
いものが存在し得ることを社会に向かって立証し
てみせようど決意し、このような状況へとわれわ
れを引きずりこんだ。これに比べれば、われわれ
が80年に抗議ののろしをあげたギェレク政権さえ
も、十分な民主主義と経済的繁栄の時代だったと
思えるほどである。実際、軍事独裁政権という現
実からみれば、あのころの方がよりよい国をつく
るための活動の可能性はずっと多かった。とはい
え、われわれはギェレク時代に戻ろうと思ってい
るわけではない。また、政府が社会民衆向けに弾
圧政策の変更をとりつくりころったところで、満足
できるものでもない。われわれは十分すぎるほど知
っている。すべての全体主義政権の至上の目的は

つねに、いかなる犠牲を払っても権力の座を維持しつづけることなのだ。独裁者や独裁支持者たちにとっては、この目的を達成するためならば、手段がどうであろうと、社会の中でどれほどの犠牲者が出ようと関係ない。われわれ自身、1956~70年の間、そして最近では1981年12月にこのことをしっかりと胸にきざみこんだ。戒厳令の8ヵ月間、多くの人が斃れ、グダンスクの墓地には新しい墓が増えた。それでもなおわれわれは、テロをもってテロにむくいることはすまい。これは、これまでの「連帯」の活動方式にも合致する。「連帯」は根本的に平和と公正に奉仕するものであり、またこの活動の基本原則によって、世界中に多くの支持者を得たのだ。内部的自己規律とこの基本原則ののびのびとした活動とは、統治する者とされる者の間に存在する大きな違いを浮き彫りにし、今や政府は社会のほとんど全体からの軽蔑に身をさらしている。武器を手にした戦いではなく、まさにこのわれわれの軽蔑の表示とあくことのない受け身の抵抗が、権力をなすすべのない怒りへ追い込んでいる。その怒りは、毎日毎日大規模情報操作手段によって流される嘘の数々にはつきりあらわれている。政府の無力さは成功と言ひ表わされ、「連帯」によって組織されたデモンストレーションは当局によれば地下運動の敗北であり、ストライキなどという考えはあきらめねばならぬ、ということになる。だから私はここで尊敬すべき政府にこう申し上げよう。われわれはあきらめはしない、と。付け加えて言えば、ストライキというものは、企業内の弾力性ある組織や、その他多くの要素を必要とする。短期的な抗議ストライキは、最後の最も重要なストライキの準備を困難にさせ、保安部隊〔秘密警察〕に企業内の構造を破壊される原因となりがちである。だからわれわれは保安部隊に職場を詮索する口実を与えぬようにしよう。それに、ゼネストは最終的武器であるから、どうしても必要とき以外はゼネストを宣言せぬようにしよう。これはWRON〔救国軍事評議会〕にとって都合の悪いことであろう。

そのかわり、デモンストレーションは、事態の正常化という虚構をばあくものである。ポーランド政府は、特に西側から新たなクレジット供与を得るために、この見せかけの正常化を作り出そうと腐心している。政府対社会の抗争が続いている

限り、そのようなクレジットの返済義務はひとり政府のみが負うべきだ。国民にはそんな債務も返済保証も負う気はない。

われわれは見せかけ作りを許しはしない。われわれは本当の正常化と真の合意を第一に望んでいる。なぜならそれこそがわが国に必要なからだ。ポーランドは死につつある、ちょうど酸素を与えられない人間が死を待つ他ないように。同様にポーランド国民も、合意もなく、断崖から転げ落ちるのを全力を尽して防ぐ手だてもなくては、壊滅を待つのみである。それは物理的な壊滅ではなく、民族のアイデンティティ喪失という形になろう。それはわれわれの文化とモラルの死滅であろう。われわれは人間でなくなり、マネキンと化してしまう。われわれの活動、合意をめざすわれわれの闘いは、このような状況に立ちいらぬようにするために行われるべきである。

正常化が始まったと言うためには、何であれ抗争の解決へむけた提案がわれわれに示されねばならない。戒厳令が9ヵ月も続いているにもかかわらず、今日に至るまでそのような交渉——いや失礼、そのような提案は政府からなされていない。政府の公式の代表者たちのうち誰一人として、服役中の者や逮捕されたり拘禁された者たちの今後の処遇について述べた者はいない。81年12月13日以降、国外にとり残されているポーランド人全員がいつの日か祖国ポーランドに帰る許可を得られるのかどうか、われわれには知らされていない。それどころか、〔政府は〕「ワレサが監禁されているのは、労働者の中に置いておくと労働者が彼に危害を加える恐れがあるためだ」などと言って笑いのになっている始末だ。ヤルゼルスキ将軍の国会演説の2日後の7月23日、政府がいかに囚人の安全を配慮しているかを、グダンスクの刑務所に収容されている活動家たちは身をもって知った。この日、彼らと他の刑事犯の囚人たちに、血の海が用意されていたのだ。われわれはこの残酷なテロ行為の責任者の名前を知っている。その者たちが責任回避せぬようにわれわれは監視する。周知のように政府は特殊部隊のこのような活動を認めている。こういう連中は、彼らを罰しようとする社会民衆を恐れ、法の制裁を逃れようとするため、彼らを告発しそうな人間を叩きのめせという命には忠実に従う。このことを政府はよく理

解している。彼らには選択の余地はない。——そういう手先たちにWRONaが頼れるのも短期間のうちだけである。なぜなら遅かれ早かれ、欺かれている人間もまだ怖がっている人間もともに次のことに気づくからだ。つまり、道は一方にしか向いていず、社会的不正と戦うか、さもなくば自らシステムにのみこまれた者としてその不正の見張り役になるかのどちらかしかないということに。他の選択はない。

われわれは、公式プロパガンダが言うほどに憎悪に満ちてはいない。憎しみを抱いているのはそんな嘘を述べたてている人々の方だ。彼らはポーランド国民への憎悪で息がつまりそうな程なのだ。そのわけはといえば、ポーランド国民が野蛮な暴力の前にうなじを垂れることを欲しないからであり、弾圧にもくじげずに民族のアイデンティティのために闘う決意を固めているからであり、それによって、国を崖っぷちまで追いこんだときに、〔政府が〕主張した目的で、つまり国民を幻の破滅から救うためという目的で世界中を欺きおおせなくなったからである。戒厳令下の毎日、ひとつひとつの暴力行為がわれわれの次のような確信を強めていく。闘いを通じてわれわれの子供たちにより良い未来を保証することができるのはわれわれ自身だけなのだ。子供たちは、われわれが彼らのためにかちとれたもの、彼らに教えることができ、伝えることができたものだけを受け継いでいく。それゆえ、子供たちや若者たちに混乱を与えるような妥協は拒否するのがわれわれの義務である。家庭は最高の、最も説得力のある学校である。この学校をうまく利用するかどうかはわれわれ次第である。

若者たちは、国の将来が自分たちにかかっていることを理解せねばならない。若者は、抵抗組織に加わるだけでなく、勉強せねばならない。われわれは秘密の授業を組織しよう。学問での進歩を、若者が地下「連帯」活動に加わる条件にしよう。抗争の早期解決へ向けて社会を整える活動と並んで、長期的活動計画も実現していこう。これを最もよく反映しているのが、独立自治労組「連帯」暫定調整委員会の活動計画の最初の草案——「地下社会」である。「地下社会」は個々の小範囲の社会からの申し出を受けつつ拡大していくだろう。全国民がめざし、歩んで行く道がはっきりと

示されるようにしよう。つねに忘れてはならない、毎日毎日ポーランドのあらゆる場所で、民族の存亡をかけた闘いが続けられていることを。

國中のほとんどすべてのポーランド人は、戒厳令布告のその日にこの戦いに立った。多くの人がわれわれの共通の目的のために最大の犠牲——生命——を捧げ、また他の者は自由を失った。彼らから引き継いだ活動を続けていこう。

同時に、ここで世界中の人々に呼びかける。世界中の民族に、独裁者に踏みじられていた国民に——何という民族かに関係なく、われわれのように自らの権利と社会解放のために戦っている人々に——、そしてまた自由と民主主義に恵まれ、平和と繁栄の中で生活している人々に。ポーランドを含む世界中の全体主義政府に対し、諸国民を迫害するのをやめるよう迫ることができるのは、国際的連帯だけである。人権と市民権を求める戦いを相互に支援することだけが、それらを奪われている国民には取り戻させ、他の国民からは奪われる危険を遠ざける保証となる。われわれすべての共同の努力のみが、世界中で戦争ばっ発の脅威を秘めてちろちろと燃えている多くの火を消すことができる。

グダンスク合意2周年記念日のデモンストレーションは、ポーランド国民全体を差別することに社会が支持を与えているという政府代表者たちの発言が、まっかな嘘であると示すためのものである。同時に、われわれは自分たちの権利をあきらめはしない。真の合意でなければ受け入れも支持もしないということを政府に悟らせるためでもある。〔政府が〕社会の望みや要求を理解し、それなくしては合意がないことを自覚してはじめて合意への道が開ける。これを機に、8月31日以降、政府が、今後の抗議行動の中止の前提となる条件をととのえることを希望する。

ポーランド国民にとってかくも重要な8月の記念日に、私自身と政府の双方においてこの希望が満たされ、政治に対話がとり戻され、国の運命への責任感と、分別と、現実主義が勝利を収めるよう望む。われわれと政府の双方において、わが国がヨーロッパ並びに世界情勢を安定させる要素となるように、紛争の火種にならぬようにと望む。このことはつねに「連帯」の目標である。

終わりに、勝利のシンボルであるVサインを諸

君に、そして正義の勝利に、真実の勝利に送る。
「連帯は勝利する！」

Apel do funkcjonariuszy MO

警官諸君に呼びかける

警察官労働組合設立暫定委員会

30.08.1982

警察官労働組合設立暫定委員会は、諸君たち警察官に訴える。法が尊重され、警察が存在するすべての国における同じように、ポーランドの警察は市民に奉仕し、犯罪行為に対して市民の最も貴重な財産、彼らの生命と身体、それだけでなく彼らの物的財産を保護しなければならない。

わが国の体制の下でポーランド人民共和国警察はこの本質的な役割を果たしてこなかったし、常にこれを果さない。それは抑圧のための主要な手段であったし、今日においてもそうである(……)。わが国を蝕む悪に対して人民が抗議に立ち上がるたびごとに、われわれ警察官はこの抗議を押し潰すために利用されてきた。何という汚らわしい仕事か。1956年にボズナンの労働者に対し発砲を命ぜられたのはわれわれであったし、1968年3月にワルシャワその他ポーランドの街々で学生たちを蹴散らし、たたきのめすよう命ぜられたのもわれわれであった。1970年12月の記念すべき日々、われわれはゴムルカー派の命令により湾岸労働者に対し発砲し、何百という人たちがわれわれの弾にたおれた。1976年6月、ギェレク派の命令によりわれわれは「名誉の人垣」を作ってウルススとラドムの労働者たちをたたきのめした。

われわれの不法行為の結果、われわれはわが市民たちから憎まれていた。正直に白らの義務を果たした多くの警察官が、自分たちはもはやポーランド人民に対する弾圧の道具として使われてはならないことを理解した。それゆえにこそ、1980年8月以降(……)われわれの多くが、警察力を無分別に力と暴力を行使する機関から市民を守る機関へと変える自分たち自身の警察官労働組合の結成を(……)決定したのであった。

このわれわれの努力は失敗に終わった。この労働組合設立にあたった警察官は解雇された、そのうちの何人かはのちに拘留された。

ヤルゼルスキ一派は、ポーランド人民の弾圧準備

として警察官の定員数拡大に着手し、大量の刑事犯を刑を軽減してZOMOに編入した。

それからわれわれは、1981年12月12日から13日にかけての夜、無実の人たちをそれぞれの家から引き立て、拘留所に連れていくよう命じられた。その後の数日間、ZOMOの隊員たちは、麻薬の助けを借りて、多数の上場の抵抗運動に襲いかかり、ヴナミ銃の非武装の坑夫たちに発砲した(……)。

われわれは知っている。社会的、政治的、経済的破局の一層の深刻化の結果、わが国に爆発が生じるだろうことを。それは今度はいくよりもはるかに強力になる。ヤルゼルスキー派は後退を強制され、わが身を守るためにソ連へ亡命するだろう。そしてわれわれ警察官は戦場に残る。その時社会はわれわれに対し、WRONの犯罪的命令を実行したわれわれに対し、決着をつけようとする。このような個人的責任を回避するために、警察が犯罪者集団(ナチス親衛隊やゲシュタポのような)と同一視されないようにするために、われわれは善意ある警察官すべてに対し、諸君たちの上官の命令を適当にあしらうよう要求する。すなわち、ストライキ労働者やデモ隊、逮捕者などに対し向けられる行動に際し、同時にまたポーランド社会が社会的、政治的性格の諸要求を作成する場の捜索や監視にあたり、命令を実行せず、あるいは実行しても熱を入れず、へたくそにやるのだ。このようにしてわれわれは、われわれもその一員であるポーランド人民の間に犠牲者を増やすのを回避し、そしてわれわれ自身のために、法律上の責任と社会からの拒絶を避けるのである。わが子たちも、白らの父親を恥に思わなくてすむであろう。

警察官労働組合設立暫定委員会(8月31日のデモの前日、「連帯」放送により放送された)

TKK 05-07.09.82

総括と展望

独立自治労働組合「連帯」暫定調整委員会1982年9月5—7日の会議

コミュニケ

1982年9月5—7日、暫定調整委員会の会議が開かれ、次の諸問題が討議された。

——1982年8月31日以降のポーランド情勢

——組織問題

——組合の行動綱領および現下の戦術

以下の諸文書が採択された。

宣言

8月31日の街頭における大規模な行動は、白らの諸権利回復の闘いにかけたポーランド社会の決意を今一度実証した。平和的行動に対する攻撃と流血は、国内の政治的緊張の極度の高まりをもたらした。

われわれは、わが祖国の運命に対する責任を自覚し、権力の側による新たな挑発の危険を前にして、暫定調整委員会ないし組合の地方指導部により調整されないすべての行動を控えるよう要請する。

抑圧機関に対する国民の自衛のための基本的な手段として、「地下社会」構造の構築に努力を集中するよう、組合基本組織に対し要請する。

暫定調整委員会は、国内情勢の展開に応じて、将来の闘いの形態について決定を下すであろう。とりわけ、「連帯」登録2周年記念日〔11月10日〕および独立64周年記念日〔11月11日〕の祝い方について、声明を出すであろう。

1982年9月6日

独立自治労働組合「連帯」暫定調整委員会
ズビグニェフ・ブヤク（マゾフシェ地区）
ヴワディスワフ・フラシニェク（ヴロツワフ）
ヴワディスワフ・ハルデク（クラクフ）
ボグダン・リス（グダンスク）
エウグエニウシ・シュミエイコ（全国幹部会員）

アピール

きたる1982年9月30日、8月31日の死者たちのために壮厳かつ厳粛な追悼の儀をとり行うよう「連帯」組合員に要請する。正午の1分間の黙祷と喪章の着川により、人間の尊厳と民主主義の下での生活の権利のために死んでいった者たちを追悼しよう。われわれの仲間たちの血で清められた場所を、銘板と十字架で飾よう。1982年8月の犠牲者たちのために祈りを捧げよう。

戦時体制の犠牲者たちの家族に特別のいたわりの手をさし延べよう。

8月31日の行動に参加したために迫害されている人々をしっかりと守るよう、労働者たちに訴えたい。

1982年9月6日

独立自治労働組合「連帯」暫定調整委員会

1982年8月31日以降

1 グダンスク協定2周年のデモは、ポーランド社会が白らの諸権利のために闘う決意であることを証明した。ZOMOによる襲撃がなされなかった所ではすべて、デモは暫定調整委員会のアピールに従い、まったくの平静のうちに行われた。

2 8月31日、デモに対し銃火が浴せられた。兄弟殺しの新たな行為がなされた。

ポーランド人の血を流した権力を、われわれは非難する。

ポーランドの町の街頭でこうした事件を意図的に引き起した権力を、われわれは非難する。

ポーランド国民の根本的利益に反することをやめた政府を、われわれは非難する。

3 権力が国民と彼らとの間に掘り開けた深い深い溝にもかかわらず、和解は今なおわれわれの目的であり、危機から抜け出るための唯一の可能性である。暫定調整委員会の7月の社会的平静の呼びかけと8月のデモの呼びかけに答えて、社会はその目的の追求にあたり、規律と統一を保持していることを証明した。このような国民を暴力によって統治することはできない。政府がこのことを理解しないならば、そしてレフ・ワレサ率いる「連帯」全国委員会との対話が始まらないならば、われわれは対立の平和的解決の可能性を失う。

4 独立自治労働組合「連帯」暫定調整委員会は、白らの自由と白らの身体と白らの生命の危険を冒して8月の行動に参加した全国の労働者のすべてに対し、心の底からの敬意を表する。それは国民の道義的勝利である。

1982年9月6日

独立自治労働組合「連帯」暫定調整委員会

“Solidarność”, Biuletyn Informacyjny,

Nr.37, 06.10.82.

〔訳：水谷駿／高橋初子〕

勤労者自主運営—何をいかにして 又成と資料

Samorząd Pracowniczy — co i jak

〔訳者解説〕

前号の「映画改革草案」につづき、「自主運営」についての基礎資料を紹介する。

1981年4月14～15日、グダンスクのレーニン造船所において、企業自主運営ネットワーク Sieć

1回会合が開かれ、全国17の都市（グダンスク、シチェチン、オルシュティン、ピャウイストック、ピドゴシチ、ポズナン、ジェロナ・グラ、ウッチ、シフィドニク、ヴロツワフ、キェルツェ、シフィエントフウォヴィツェ、カトヴィツェ、ジェシュフ、クラフク、コシャリン、オポレ）のバイロット企業（ポーランド経済計画の一環である「大経済組織WOG」構想による大規模企業）から代表を選出すること、勤労者自主運営問題小委員会の発足が決議された。

4月27～29日、同じく、グダンスクのレーニン造船所で、専門家たちをまじえて小委員会の会合が持たれ、政府側の「勤労者自主運営と企業に関する法案」に対処する方法が話し合われ、「勤労者自主運営組織設立に関する手続（案）」と「勤労者による企業自主運営規約モデル（案）」とが決議され、自主運営機関設立に向けての戦略が討議された。

1981年5月11～13日、クラクフのレーニン製鉄所にてシェチンの第二回代表者会議開催。この会議にはコシャリンとオポレを除く、15の都市のバイロット企業の「連帯」企業内組織代表が参加した。会議のテーマは—

- 1) 小委員会によって作成された勤労者自主運営に関する提案についての討議と、この小委員のこれからの作業テーマの決定。
- 2) 社会的・経済的改革を実施するために不可欠な環境づくりをめざす諸行動を調整する作

業の検討。

3) 組織化の問題。

この会議の声明（起草はシェチ事務局書記のイェジ・ミレフスキ）は次のように述べる。

……経済の構造を根本的に改革することなしには、1980年8月および9月の社会的合意の実現は不可能である。これまで政府はいくたびとなくみずからの善意を表明しているにもかかわらず、合意の実現は遅れ、いままでも前進を断片的にかちとるだけでも、独立自治労組「連帯」によるストライキ、あるいはストライキの警告にもっぱら頼ってきた。しかし、これまでの経験からして、ストライキは政府の誤った決定にたいしては有効な手段ではあるが、国の社会、経済を新たに創造するためには効果的ではなく、かえって、働く人びとの利益を脅かしている。

社会的・経済的改革の導入は、とりわけ、現行法の改正いかに依存している。現在、世論に公表されている政府案は根本からして社会の期待に、1000万市民を結集するわれわれの組合の期待にそむくものである。こうした状況において必要なのは、この法案に対抗する、社会の側の草案をつくり上げ、さらに、いままでも政府が提案していない計画を提出することである。

独立自治労組「連帯」は、みずからの規約の定めるところにしたがい（規約第6条）、そうした行動に参加することをみずからの義務と考える。

ここで強調しておくべきは、ポーランド人民共和国憲法第25条に定めるとおり、法案提出の権利は国家評議会と政府にのみあるのではなく、国会議員にもあるということである。国会議員がその

利益を代表し、責任を負い、みずからの活動を明らかにしなければならないのは選挙民にたいしてであり、選挙民は国会議員を解任することもできるのである（憲法第2条および11条）。ゆえに選挙民は自分たちの代表にたいして、国会内で特定の法案立法化のイニシアティブをとるよう要求できるのである。

以上の見解にしたがい、会議に参加した代表者たちは、独立自治労組「連帯」企業内組織が次の諸行動をとる必要があると考える。

- a 上に示した確認と合意を広く知らせるための広範な情報活動。
- b 選挙民の意志と利益に合致した行動をとる義務を負う国会議員たちとの会合の開催。
- c 社会の側の法案を「権威の象徴」へ持ちこむことにより立法化のイニシアティブをとるうとする国会議員たちの活動の組織化。

.....

以下に勤労者自主運営の問題に関する初期の基本文献を3つ紹介する。最初の「勤労者自主運営法テーゼ（案）」は、上述の声明の付属文書1号として公表されたもので、以後の自主運営に関する議論の基本的なたき台となった。2番目の文献「勤労者自主運営に関するマゾフシェの見解」は、1956年以降の「労働者自主運営」の総括を試みている。最後の「なぜ労働者評議会を選出すべきなのか」は、「連帯」内部における自主運営をめぐる論争の口火を切った文献である。

なお、ここで勤労者と訳したのは、肉体労働者、精神労働者を問わず、働く人を意味する *pracownik* であり、もっぱら肉体労働者をさす *robotnik* とは一応区別される。日本の労働法の定義によればいずれも「労働者」とされるが、ポーランドでは1980年8月以降 *robotnik* を組織名などに使わない傾向があるので、本稿でも訳し分けることにした。

勤労者自主運営法テーゼ（案）

Tezy do ustawy o samorządzie pracowniczym — prozycja

■ テーゼ 1 ■

国会の下院として、民主的な選挙にもとづく、いわば「自主運営院」を設置すべきである。その構成は、各企業の勤労者自主運営組織、消費者連盟、学者・技術者の協会、環境保護運動からの代表者、および、国民評議会と各労働組合の代表者から成るものとする。

上院は、国の政治的利益を代表し、自主運営院は調停者として中心的な役割をも果たせるものとする。上院は、自主運営院の決定が国の政治的利益を害するおそれのある場合のみ、それに介入する権利を持つ。

自主運営院は、全国の生産手段の、真の社会的所有者としての役割を間接的な形態において果たす。国会の機能は政治と経済とに分離される。国の運営の社会化の要求はかなえられるべきである、すなわち、特定の運営構想を押しつけ、強要するグループは排除されるべきである。

自主運営院は、各勤労者自主運営組織間の、全

国規模での調整役を受け持ち、国民経済発展のための基本方針を、長期の展望と戦略にのっとり、多年次計画の形で決定する。自主運営院は社会的コントロールを行う最高機関となるものである。

■ テーゼ 2 ■

ポーランド人民共和国憲法第13条に定める「国営企業運営への従業員参加の権利」にもとづき、「勤労者自主運営組織」が創設され、その組織が社会全体の財産の一部〔企業〕を借り受ける。勤労者自主運営組織は企業財産の処分決定者であり、企業の活動とその成長のための基本方針を、その企業が所有する生産手段と資金の効果的な活用の観点から決定する。勤労者自主運営組織は企業における人事政策の基本原則を決定する。

勤労者自主運営組織の構成員は、労働契約にもとづき各企業に働くすべての人びとである。

自主運営組織の規約と選挙規則の決定、およびその改正は、各企業の従業員全体による信任投票を経て確定される。

■テーゼ3■

以下に示す勤労者自主運営組織の任務は、直接的には勤労者評議会の権限に属する。

- 1) 企業の生産・経営活動と発展に関する基本方針の決定。
- 2) 多年次計画の決定。
- 3) 企業組織構造の確定。
- 4) 労働組合との合意にもとづく経営利益の分配。
- 5) 企業長の任命、解任。
- 6) 他企業との間で結ばれた協同契約の承認。
- 7) 国家および地方行政機関との協働。
- 8) 企業活動にたいする提言と、制限を受けないコントロール活動。

勤労者評議会の具体的権限、評議員の任命、解任の原則は勤労者自主運営組織の規約で定める。

勤労者評議会の任期は3～4年とする。

■テーゼ4■

勤労者自主運営組織の最高機関は「勤労者自主運営組織構成員の総会」、あるいは、それが不可能な場合には、「勤労者自主運営組織の代表者大会」（代表者は1任期ごとに選出）である。

各勤労者自主運営組織の意志決定の最高形態は「従業員全体投票」である。この投票は、規約、規程、選挙規則の制定および改正を通じて勤労者が勤労者評議会の活動に影響力を行使するものであり、従業員に関する問題の具体的な解決を保障するとともに、勤労者評議会の活動を、何ものにも制限されることなくコントロールする権利を保障するものである。

■テーゼ5■

勤労者評議会は、各企業の特性に応じて、企業内の各部、各交替班のレベルにおいても設立されるべきである。

各部の勤労者評議会には、さまざまな職種を代表する人びとが加入すべきである。こうした構造は、企業に働く人びとと密接に結びついた評議会活動を保障し、勤労者の関心を勤労者評議会に強くひきつけ、継続した効果的な計画の実施を系統化し、コントロールする可能性を生み出すであろう。

■テーゼ6■

勤労者評議会は、みずからの構成の内に、勤労者自主運営組織の構成を反映させうる代表者機関

となるべきである。勤労者評議会は、社会的・政治的活動、その他の団体活動を行う直接の主体とはならない。一方、こうした団体が評議会活動のイニシアティブをとることはできる。

■テーゼ7■

〔勤労者評議会への〕被選挙権は、当該企業に3年以上勤務する者に与えられる。決議機関と執行機関の兼任は避けるべきであるとの見地から、企業長、次長、および企業長が直接任命する各部の長は勤労者評議会メンバーとはならない。

同様に、労働組合企業委員会メンバー、および政党組織の幹部の地位にある者もまた勤労者評議会メンバーにならない。

■テーゼ8■

企業長の活動は、管理部にはなく、企業の従業員に依拠すべきである。ゆえに、企業長は勤労者評議会が公開の投票によって任命すべきである。学者・技術者の諸組織は企業長の推せんに積極的に協力すべきである。

■テーゼ9■

勤労者評議会の構成はガラス張り、明瞭なものでなければならない。勤労者評議会は効率的な団体となるべきである。勤労者評議会は互選により評議会議長を選出し、議長は、選出された日から1カ月以内に評議会にたいして幹部会の構成と任務分担の提案を行い、評議会の秘密投票によりその承認を受けなければならない。

評議会活動への代表者派遣の諸原則は各企業で独自に決定される。

■テーゼ10■

企業長は、みずからの直接配下にある次長および各部の長から成る管理部を任命する。勤労者評議会は企業長の提案に承認を与える。人事部長の任命に関しては、労働組合の肯定が得られたのち勤労者評議会が承認を与える。人事部長職の廃止いかんについても同様とする。

■テーゼ11■

勤労者評議会と労働組合は、どちらが優越するという関係ではなく、パートナーとして互いにあらねばならない。生産計画の実施、賃金、従業員のための福利厚生および職場の安全衛生管理に関して管理部と契約を結ぶ際には、勤労者評議会と労働組合の権利平等の原則が実現されなければならない。

■テーゼ12■

勤労者自主運営組織は、情報が自由に流れ、情報の源泉がなにもものにも制限されないという条件のもとでのみ正常に活動できる。勤労者自主運営組織は、情報を偏向させることなく、複数の情報の比較対照を可能にすべきである。より高度の必要性がある場合には、勤労者自主運営組織は企業内部の専門家、および独立した専門家たちを組織する権利を有する。

■テーゼ13■

紛争の解決は最も困難な課題のひとつである。解決の手段を以下に提案する。

勤労者評議会と労働組合との間の紛争については、双方が共同で立てた仲裁者が裁定を行うことができ、その決定は双方にとっての義務となる。特に重要な問題に関しては従業員全体の投票にかけらなければならない。

勤労者評議会と企業管理部との間の紛争については、双方が共同で選出した仲裁委員会が裁定を

行うことができる。解決に至らない場合には、紛争はしかるべき裁判所に委ねられる。

さまざまな経済単位〔企業〕における勤労者評議会間の紛争については、国立経済問題仲裁機関が解決にあたる。ただし、国民経済にとって基本的な重要問題に関しては自主運営院が解決する。

■テーゼ14■

企業内の広報機関（新聞、放送）は、企業活動のあらゆる面における従業員の意見を公開し、生産、経営、福利厚生、職場の構成・環境、文化・教育活動、に関する諸問題、および、すべての重大事件・問題についての情報を提供する源泉である。企業内広報機関は勤労者自主運営組織の一機関である。

〔訳：篠崎誠一〕

〔A S 通信第16号 1981年5月12—18日より〕

Komunikat ze spotkania KZ widzących zakładów pracy, 13 maja 1981, Kraków, Załącznik nr. 1, "Tezy do ustawy o samorządzie pracowniczym. propozycja," ASnr.16

勤労者自主運営に関するマゾフシェの見解

Mazowsze o samorządzie pracowniczym

勤労者自主運営評議会KSRは、なぜ企業労働者の代表でなかったのか、また、そうなり得なかったのか？

1958年、勤労者自主運営評議会に関する法律は、その2年前、つまり、1956年に発足した勤労者評議会RRのほか、さらに労働者の自主運営評議会を設立させた。それは企業に働く人びとを代表する機関となるはずであった。ところが、実際には労働者自主運営評議会設立の真の目的は、労働者評議会の機能を制限し、評議会をみずからの内にとりこみ、その能力を奪いとることにあったのだ。その目的は達成され、それまで企業に働く人びとの意志を代表していた労働者評議会の活動は短期間のうちに消滅した。

なぜこうならざるを得なかったのか？

1958年の労働者自主運営評議会は、企業内に、

統一労働者党企業委員会総会、ポーランド青年同盟企業支部、そして産別労組の企業委員会から選出された決定グループを発足させた。労働者自主運営評議会のメンバー選出の際の非民主的な選挙（組織の後盾、前任の幹部会から申し送り、記名投票）は従業員意志を代表する人びとが労働者自主運営評議会へ加入する可能性をなくしてしまった。1978年、企業内組織の党第一書記が労働者自主運営評議会議長を兼ねることが決められた。それは中央レベルで下された政治的・経済的決定を企業内でそのまま実現するための保障となった。労働者自主運営評議会を選ぶ手続は、従業員の意志を代弁するはずの人びとが評議会へ加入する可能性を排除するものであった。なぜなら、その手続は政党の機関の監督下に置かれていたからである。計画が上からの指示どおりに達成できない場合には、しかるべき賃金ファンド〔賃金支払のための予算のようなもの〕獲得のため、そして、現実的な計画達成に責任を持つ人びとから個人的

な重圧を免除してやるために、設定された一連の課題について偽りの報告書が作成された。

勤労者自主運営に関する新しい法律が、独立自治労組「連帯」との協議を経て提示されるまで、いかに行動すべきか？

生産についての協議の場で年間計画案の提示がなされる際に、それを企業に働く者にとってわかりやすい方法で、すなわち、難なく理解しうる、さまざまな生産指数を、働く者にとって明確なデータを付けて（たとえば、1981年において機械加工部門は総労働時間2000時間で1500トンの製粉機部品を製造しなければならない、というように）公表するように要求すべきである。このような公表の仕方ならば、その計画の実現性いかに見通すことも可能となろう。

生産についての協議における各職場（部門）従業員の指摘は文書として残すべきであり、企業内「連帯」の専門家グループは企業全体の規模での

提案作成にあたるべきである。「連帯」はこれまでの労働者自主運営評議会にも参加できるが、それは、討論における専門家たちの発言を通しての、オブザーバーの役割に限定される。

各職場（部門）で受け入れられる計画は、企業自体の責任ではない原因（つまり、たとえば、資材、エネルギーなどの不足）で計画達成が不可能となる場合に備えて、従業員と管理部の間の公式の協定を伴うべきである。その協定は、一方の側の協定不履行の場合にその財政上の結果を、協定を結ぶ双方が受けることを義務づけるべきである。

「連帯」マゾフシェ地方本部 勤労者自主運営問題小委員会 K. シャドゥルスキ

[AS通信第5号 1981年2月23日—3月1日より。訳：篠崎 誠]

“Mazowsze o samorządzie pracowni”, Agencja prasowa Solidarność, nr. 5, 23.02—1.03.81

なぜ勤労者評議会を選出すべきなのか

Pourquoi élire des conseils de travailleurs? MKZ-Solidarité de Gdansk

1980年9月、わが組合はその行動綱領において、勤労者評議会の設置を目的として定めた。組合委員会の選挙が行われた今、この目的を個々の工場で実現することが問題となっている。これを決定するための議論がすでに工場連合設立委員会(MKZ)幹部会で始まっている。ところが決定は今なお留保されたままである。実際、一部の人たちは、労働組合の目的と評議会の目的は一致するという旧組合指導部から受け継いだ古い公式を、新しい情勢に今なお機械的にあてはめながら、勤労者評議会の設置は無用だと主張している。このような考え方は間違っている。

旧労働組合と旧労働者自主運営評議会の活動は、基本的に社会保障基金の還付金の管理に限定されていた。この結果労働者は、自分たちが経営陣と対立する紛争においても、労働条件（報酬、安全、衛生）およびより一般的に生活条件（土曜休日の獲得、環境保護、住宅建設……その他）の改善を

めざす闘争においても、この労働組合の援助をあてにすることができず、大きく不満をつのらせていた。

まさにこうしたことを、「連帯」がかわりにやらなければならないのである。それゆえに、「連帯」の組合員は企業管理職であることはできず、労働者の前に提起される諸問題を明らかにし、それを経営陣との交渉を通じて、また経営陣の決定を実行させるための闘争を通じて、解決する意志のある活動家でなければならない〔……〕。

企業レベルで「連帯」の諸目標を追求する

「連帯」の諸目標は一般的な形で規約に定式化されている。今やそれを個々の企業レベルに具体化しなければならない。これは簡単なことではない。実際、組合は何よりもその組合員の利害を代表するものであり、この利害は時として他の労働

者グループあるいは企業それ自身の利害と衝突することがある。このゆえに、政治組織や経営組織組合組織からは独立した関係の従業員全体の代表機関が必要である。

企業評議会を設置しなければならない補足的な理由として、わが組合の規約が今の形では経済の運営に参加する権限を与えていないという事実がある。しかもそのための手段も与えられていない。しかし企業従業員の間には、自主運営を強く望む気持がある。労働者自主運営評議会（KSR）はこれまでこの気持を満たしてこなかった。戦争直後の一時期、そして1956年10月の直後、労働者評議会が真の自主運営機関に近い役割を果たした。それはまず、KSRに組み込まれることによって眠り込まされ、次いであっさり解散させられた。現在、勤労者自主運営の新しい形態を作ることの必要性が明白になっている。同じ方向で政府は、自主運営に関する布告の大幅改訂を準備している。ここでわれわれは、わが組合がすでに数カ月にもわたって存在していること、労働組合に関する新しい布告が今日にいたるも出されていないことを想起しなければならない。労働者評議会に関してもことは同じである。労働組合が、評議会もそうであるが、法律に従って機能しなければならないのは当然であるが、しかし国会が、この法律の制定にあたり、現存する社会的事実を考慮しなければならないことも明白である。勤労者評議会は、真の自主運営機関であるかぎり、法律の範囲内において、企業の従業員雇用に対し一定の影響を及ぼすであろう。

企業委員会の日常業務を掌中に

勤労者自主運営評議会は、従業員全体の代表として企業委員会の日常業務（社会保障基金および住宅建設基金の管理、欠勤の通告、休暇および賞罰、勤労者貸出金庫の管理）を掌中に収めなければならない。個々の企業内部で、1名ないし数名の勤労者が評議会の仕事に従事するためにフル・タイムの報酬を受け、また同じ仕事のために地区に配属されよう。勤労者評議会に対し労働組合は自らの傘下の組合員を通じてしか影響を及ぼすことができない。勤労者評議会のメンバーは同時に企業の労働組合委員会のメンバーであることはで

きない。

企業評議会はいかなる上級機関にも従属しない。それは労働組合の決定に直接的に縛られてもならない。しかし「連帯」組合員でもある評議会メンバーの行動は、組合同規約にもその基本的諸決定にも違反してはならない。違反した場合はあらかじめ定められた処分の対象となる。

われわれはすべての企業がこのような評議会を持つべきであると考えている。これはきわめて重要なことである。というのは、現在まで、KSRという名のエッセ自主運営機関は、すべての企業に存在したわけではないからである。

勤労者評議会はどうか選出するか

評議会の選挙は必ず、労働組合の選挙のあとで、しかも比例代表制に基く連記投票として行われるべきである。個々の企業において、少なくとも2種類の候補者名簿が必要である。それぞれの候補者名簿には、原則として、定められた定数と同数の候補者名がなければならない。この候補者名簿の候補者名の抹消ないし追加は禁止される。候補者名簿を提出するのは、「連帯」であってもよいし、旧労組当局や組合に入っていない個人であってもよく、場合によっては企業内で活動している他のグループであってもよい。もし「連帯」以外に誰も候補者名簿を出さなければ、「連帯」は少なくとももうひとつ、別の名簿を提出すべきである。候補者名簿は、受理されるためには、あらかじめ一定数の署名を集めておかななければならない。近代社会の民主主義の伝統に従い、選挙権者は企業の従業員全員であり、労働組合員だけではない。異なった候補者名簿の間の、したがって異なったプログラムの間の選択が可能でなければならない。

日常業務委員会

グダンスク「連帯」企業連合設立委員会

1981年1月6日

『アルテルナティブ』第12号、42～43頁より。

〔訳：水谷 駿〕

“L'Alternative,” No.12, P42-43

une nouvelle lettre de Białołęka A·M.
SOLIDARNOŚĆ bulletin d'Information No27. 5.07.82

[本誌第7号8頁最下段から続く。表題、中見出しとも訳者による——編集部]

「長征」という考え方はWRONと統一労働者党の孤立を、したがって現在の統治体制の信用の暫定的な失墜——ソ連の目からしても——を前提しなければならない。ソ連が無条件でポーランドを放棄するという事は、世界の政治の切札が真に逆転しないかぎりありえない。これに対して、生じうる状況はこうである。クレムリンの観点から統一労働者党がまったく信頼できなくなり、ポーランド国軍が動揺し、反抗が生じ、しかもポーランドに対する軍事介入は政治的にきわめて高価につく、と。このような状況に対して社会を準備しなければならない。ポーランド—ソ連関係に関する政治的考察の全面的消滅という代償を支払って反ソ感情をかきたてることはばかげている。そのようなことはまっすぐに破局につながる。「長征」の戦略は決意と現実感覚と忍耐を要求する。それは陳腐なものではない。それは退屈でつまらない、しかし危険な、目を見張るようなところのほとんどない行動の展望である。うっ積と苦悩の展望である。最後にそれは、経済と行政、法律制度と教育制度の改革を旨とす、社会の意識の中に「改革ポーランド」のビジョンを普遍化することをめざす行動の展望である。この社会的意識の形態に対する関心が行動の有効性を決定する。……

「ひとつひとつの魂がわれわれにとっては要害である。」それゆえにこそ、例えば数年前ポーランド独立同盟が作成して提案したようなプログラムに従って、ポーランド人家庭の教育プログラム、子供1人1人の社会教育のプログラムを作成することが不可欠である。より一般的に言えば、戦時体制下のポーランドのための最も基本的な義務を明らかにする一種の国民的教科書を作ることが不可欠である。このようななじみやすいプログラムを提案することができ、しかもそれを社会がこのような分野の教科書として受け入れることのできる組織はひとつしかない。カトリック教会である。

戦時体制下の教会

ポーランドにおけるカトリック教会のあり方については何度となく論じられてきた。今ここで指摘しなければならないのは、教会の役割がいちじるしく高まっていることである。権力と社会の間のこの対決において、教会は当事者であると同時に調停者でもある。当事者であるというのは、それは社会の最も基本的な希求を表現しており、社会的抵抗の唯一の砦となっているからである。同時に調停者であるというのは、それは統治する者と統治される者との間の架橋だからである。すでに12月13日以前にユゼフ・トスヘル神父は、ある討論の席で教会を定義付けて、それは政治的事件の証人であって、政治的制度そのものではないと述べていた。この考えを私なりに理解すれば、この証人は、協定の誠意の保証者でなければならない。約束されたものをキリスト教の根本的な諸価値、すなわち真実、人間的尊厳、和解の精神に基いて監視しなければならない。私の考えでは、教会に政治的プログラムを期待するのは誤りである。しかし戦時体制期間中のある種の国民的教科書ならば、国民の精神状態に対して聖職者もつ関心にびつたりあてはまるものである。このような教科書計画が、和解に関する司教評議会のテーゼと同じように、国民的討論の対象となることは理解できる。以上の区別は非常に重要だと私は考える。教会に対し、それが満たすことの不可能な期待をかける危険が存在する。人々は教会の文書の中に具体的な政治的指示を見出そうとしかねないし、司教団会議の内部に反対派の政治的指導部を認めようとし、また教会が自らに代って行動してくれろと考えて自らの順応主義を合理化しようとするしかなない。これは誤った論理であり、自らの民族の運命に対する責任の放棄であろう。もうひと

つけ加えておかなければならない。今日教会は国民全体の教師である。したがって、その権威が特定の活動家によってのみ潜称されるとすれば、それはまことに遺憾であり、大きな損害をもたらす。またそのプログラムや方針に関する具体的な考え方が、信仰の旗やカトリックのシンボルの背後に隠されるとすれば、それもまた遺憾である。最後にもうひとつ。教会は信仰の教理に関しては無謬であるが、社会的状況に関しては、過去において何度もそうであったように、その判断を誤る可能性がある。聖職者1人1人の場合ならなおさらである。このような場合には当然、社会生活に対する他のいかなる人間的宣言の場合ともまったく同じように、批判が必要である。

「悪霊」の危険

地下活動は、絶対に社会的抵抗運動のすべての必要を満たすことはできない。それは抵抗運動の一部分でしかない。国民的利益のためには、さまざまなタイプのイニシアチブ、思考方法、祖国に対する感性の間に、了解の共通性が必要である。抵抗運動は同時に自由と民主主義の学校でもなければならぬ。ポーランドは、戦時体制下において、このような運動を必要としている。だが、いかなる地下活動にも、ドストイェフスキーの「悪霊」の影が付きまとう。しかし陰謀はすべて墮落し、真暗闇の中に独特の言葉をしゃべるセクトの花が咲く。彼らがよって立つ基盤は、何段階にもつながる入門の儀式であり、すべてに優先する1個の戦術であり、真実に対する形式的な関係であり、政治的に中立の価値の過少評価である。このようなセクトはある独特のタイプの活動家を産み出す。一種の職業的な陰謀家である。その素質は、地下活動の間は有益であるが、のちには危険なものとなる。このタイプの活動家は、必ず恣意的な決定を下し、新しい人間や未知の人間に対し不信を抱く。民主主義は陰謀活動に必要な徳目ではなく、多元主義は陰謀活動が好むスタイルではない。地下における活動は、日常生活の味と香りから切り離され、視野をゆがめられ、危険な最大限主義と許しがたい非寛容にゆき着き、偏執と偏執をまぬかれない。陰謀は、敵に関しては不服従を、地下の中央権力に関しては服従を同時に要求する。そ



1982年8月31日 グダンスク

れは、人間の平等を宣言するが、それ自身のためには伝統的服従を要求する。陰謀活動は、「味方ならざるものは敵」というマニ教的二元論を生み出す。その目的は警察の弾圧と闘うことにあるが、警察にとってはそれは格好の活動の場である。陰謀活動を前にすると、警察は張り切る。それは秘密組織に侵入し、挑発を行う。地下活動が存在しないと、警察はフラストレーションに悩まされる。地下活動の存在はそれに国家の中の国家という力を与える。しばしば、非独立国家内部の独立国家とさえなる……。

挑発を企てようとする警察の策動は、地下活動の世界に一種の反挑発ヒステリーを生み出す。その結果、社会的プロセスの分析は、地下のスパイ活動防止機関による調査に席を譲ることになる。全体主義体制は危機に陥るたびにそこに敵の陰謀の手を見出すが、反全体主義の地下活動はその失敗の度ごとにそこに秘密機関員の指を見る。地下活動を脅かす危険の典型的なものがこれである。そしてこれこそが、地下活動に対する政治的、イデオロギー的反対論が常に指摘することである。地下活動に関する考察がめったに好意的に受け入れられないことがないのも、まちがいないこのためである。陰謀家は地下活動を理想化する。これはとくに驚くべきことではない。だがまさにこのゆえにこそ、地下活動家を常に待ち受けている欺瞞を明らかにする必要がある。地下活動家に対しては常に、真の敗北は警察のテロによってもたらさ

れるのではなく、社会的環境の敵対的な無関心によってもたらされるのだということを想起させる必要がある。背後を断たれた地下活動は、墮落と死滅を宣告されている。

敵もすぐ知るにいたり、好んで誇張して語るこのメカニズムは、外からだとよく見える。私が地下活動に加わることになれば、つまり私がスパイの監視を逃れ、きわめて限定された会合を組織し、きわめて具体的なピラを作成するようになれば、私はこうしたことすべてを忘れてしまい、こうした危険に気が付かなくなり、それを認識し、分析し、記述する力も時間も勇気ももはやもたなくなるだろう。いまだからこそ私はこのことについて語るができる。ピアウウォェンカの鉄格子に守られて。

わずかばかりの尊厳を

地下活動は社会の必要を知る術を持たねばならず、それを実現する弾力に富んだ手段を見出さねばならない。それは社会にとって魅力あるものでなければならず、本当にその役に立つものでなければならぬ。こんなことはあたりまえである。しかし、同じようにあたりまえのこととして、繰り返す次のように言わなければならない。1981年12月13日以前の状況に戻ることを、正義が報われ、罪が罰せられるような決定的な勝利を得ることを、計算の目的とするのは非現実的である。と。地下の「連帯」は復讐に燃えてはならない。それは新しい民主主義を建設しなければならない。民主主義は簡単に容易な答ではない。それは苦痛の中で生まれ、多数の衝突という代償を支払って強固になり、一定期間後にならないと成果を産み出さない。それゆえに自分に対しても他人に対しても、大それた約束をしてはならない。われわれを待ち受けているのは、ポーランドのさまざまな問題に対する、手っ取り早い、最終的な回答ではなく、危険と労苦と幻滅なのである。自由はしばしばこうした代償を要求する。

私の考えでは、今日の地下活動には、道徳の体系や軍隊的組織形態、あるいはレーニン主義的な党は不必要である。必要なのは共通の願いと行動の統一である。同時に、立場の相違の尊重が必要である。そして次に多元主義の承認である。私は、

地下活動は対立のない世界を約束すべきではないと考える。それは改革のための政治的行動綱領を提起すべきだと考える。社会的自衛のための、真の文化とその諸価値のための、市民的、知的な真の生活への参加のための綱領を。そして必要なのはわずかばかりの尊厳と、わずかばかりの自由とわずかばかりの友愛、それにほんの少しの毎日の真実である。この真実はこう言っている。妥協はすべて仮の姿であり、政治的解決はすべてうわべだけのものである、なぜなら、哲学が教えるように、解決というものは、死だけを別として、すべてうわべだけのものなのだから、と。以上が私の考えである。

最後に、個人的な考察を許して頂きたい。全体主義的独裁体制の下にあっては、政治への参加は常に2つの人間の動機から生じる。それはつねに道義的証明と政治的計算との間を揺れ動く。このいずれかが欠ければ政治への参加は、無力な道義的発言かあるいは不自然な操作にゆきつく。いずれも危険であるが、いずれも避けがたい。地下活動に加わることは、安定した職業や家庭生活の放棄を意味する。それはまた投獄と孤独を予想する。合法性のらち外に身を置かねばならない。政治的・戦術的判断に対して本来なら道義的選択を優先させねばならない。だが、地下で活動するためには、政治を優先させ、道義に照らすことは常に放棄しなければならぬ。政治が最初である。この選択を避けて通ることは難しい……。しかしまさにそれゆえにこそ私は、道義的証明が政治的有効性に優る価値を有すると考え、しかも抵抗運動を将来の権力エリートの資格養成所とは見なさないような人間こそが、また「正常」な時代がやってきた時、地下活動がもはや必要でなくなった時、自分の政治への参加が終ることを理解し、このような「正常」な時期には一般に異った欠点と異った能力が要求されることを理解している人間こそが、地下活動に要求されると考えている。

以上が、ピアウウォェンカで20週間、この戦争に耐えている間に私の頭に浮かんだ考えである。ポーランドで最も奇妙なこの戦時中に。

A・M

[訳：水谷 駿]



物言う人々

ポーランド人は政治についても社会についてもよくしゃべる。しかも、自分の考えているところをはっきりと言うという点で、他の東側諸国に比べてぬきんでいているといわれていた。とりわけ、「連帯」のあった15カ月間、人々は自由な言葉との蜜月を存分に楽しんだ。その伝統は今も途絶えてはいない。戒厳令以来影がさしているのは確からしいが、ポーランドで会った人々は熱心に自分の思いを話してくれた。有名な知識人でも、活動家でもない普通のポーランド人が話った言葉を、ここにいくつか紹介することにする。

「『連帯』の話や政府批判が安心してできるのは、気心の知れた友達や家族の間でだけ。外ではそうそう自由に物が言えない。去年の今頃は物は少なかったけれど自由と希望があった。でも今はそれがなくなってしまった。コムニストはドルも車も地位も手に入らずに外国旅行もできるのに、普通の人は損をするばかり。私たちの同年輩の知人の中でも、そういう現状をしかたなしに受け入れて——食べるためにはしょうがないってね——おとなしく政府に従う人たちが少しずつ増えていて悲しい。外国人留学生には、『僕は今のところ特に不利益をこうむったり悪い目にあったりしていないし、不満はない』という人がいるけれど、彼らには帰るべき母国があるものね。私たちはポーランドより他に行くところがない——コムニストでないから外国旅行もままならないしね。今の世は全然展望がなくてこんな時代がしばらく続くとしたら、私に子供が生まれたときにその子をどう教育したらいいかわからない。母が私に教えてくれた『祖国』とか『国を愛すること』とかを、私は同じようには子供に教えてやれないんじゃないかと心配なの。(ヤドヴィガ、24歳、俳優)

次は、列車で偶然同じコンパートメントに乗り合わせた学生のクリスティナ。ナスターシャ・キンスキーによく似た美人。「連帯」の地下情報紙のひとつ『週

刊マゾフシェ』や1956年事件に関する論文集（もちろん地下出版）をコンパートメントの中で平然と広げて読んでいた。警察に見つかれば懲役ものなのだが。隣に座っていた彼女の父親は、「連帯」メンバーで、つい最近拘禁を解かれて出てきたばかり、またいつ連れていかれるかわからない、という。クリスティナは真面目な表情、真剣な目で話してくれた。

「前は歴史の先生になりたかった、とくに『連帯』のあったころ、それで教育学部に入って、ポーランドの歴史の本当の姿を生徒に教えようというんなことを勉強したの。もちろん大学でだけじゃなく他の自主的な講座なんかでね。でも軍政下だと子供たちに真実と違うことを教えなきゃならなくなるから、9月から音楽学部で転部するつもり。歴史は自分でこれからも学んで、音楽の時間にでも生徒たちに話してきかせようと思う」。

マルチンはクラクワの大学生。

「8月31日に僕たちは教会へ行ってミサに参加し、花の十字架を作るんだ」と言っていた。とあるホテルを指して、「ここは前は旅行者が泊まる場所だったけど、今はZOMOの宿舎がわりに使われている」。「家に帰れば『連帯』やその他の地下抵抗文書やビラがあるけれど、それを君に渡してあとで（出国時に）君に迷惑がかかるといけないから——」。

自由へのあこがれ

ポーランド人は自由を愛し、自由を求める人々だ。彼らは現在自分たちには自由がないと感じている。そして、その反動もあってか、西側とは即自由の地であるという思考がかなりはびこっている。臆。

ある人に日本の教科書問題の話をした（発端は「ポーランドの歴史教科書は歴史をねじまげて当局に都合のいいことしか書いていない」という彼の話）。聞き終えて彼の言ったのは、「日本はすべてが自由な国だから教科書にも本当のことが書いてあると思っていた」。

地方都市でタクシー運転手をしているらしいドヴィク。「ワレサはすばらしい、ヤルゼルスキはダメだ」と身ぶり手ぶり表情たっぷりに繰り返す。「ヤルゼルスキが、48歳になった人間は外国へ行ってもいいと言った、とこの間の新聞に書いてあった（筆者はこれが本当かどうか知らない）。オレは来年48歳になる、そうしたら政府にパスポートをもらえる、それでオレはアメリカに行くんだ。アメリカのピザがおいしいかって？オレの妹の子供がアメリカに住んでるんだ、だからそこから招待状をもらえばへっちゃらさ。アメリカはすばらしい、自由の国だ、すばらしい！」

明るい人々

さて、ここまで読まれた方は、さぞかしポーランド人は暗い表情で楽しみの少ないつらい日々を送っていることだろうと思われるかもしれない。しかし実際にポーランドの街を歩いたりポーランド人と付き合ったりしてみればわかることだが、彼らは不思議なほど明るく、屈託がない。ワルシャワの市電やバスの中の人々の表情を見て帰って、東京の国電や地下鉄の中を見回すと、「なんだかせかせかして、不健康な表情の人が多いな」と今さらのように思わせられる。確かに私の見てきたポーランドは、彼らが1カ月位の夏休みを楽しんでいる最中の姿であるから、仕事のある時期の姿とは多少違うのかもしれない。仕事をしている時は

毎日とても忙しい、とポーランドの友人は言う。それを考慮した上で、やはりポーランド人には余裕があるし、優れたユーモアのセンスがある。前出のヤドヴィガと話したときのこと。

「政府は、国民が年一足しか靴を必要としないという計算で生産しているから、ほら」——言いつつ彼女は、傍の夫のはいている靴底を示す。すりへって裂け目ができている。「この次あなたがポーランドに来たとき、私達が靴もはかずにみすばらしい恰好で出迎えたなら、それはその時まで私達がコムニストになっていない証拠よ」。

——書くことはまだまだあるが、そろそろ紙数が尽きた。この次ポーランドに行ったときに、人々がちゃんと靴をはき、明るい笑顔で幸福な生活を送っているのを目にできることを祈って、この文章を終えることにする。

[お詫びと訂正]

前号(9月号)P23の図版右欄に誤記がありました。お詫びして訂正いたします。

誤 正

11行目 $W_{a_{r_{c_{z}z_{c}a}}$ → $W_{a_{|c_{z}z_{c}a}}$
 12行目 $W_{a_{r_{c}z_{y}}$ → $W_{a_{|c_{z}z_{y}}$

映画改革草案テーゼ(下)

(前号よりつづく)

Ⅲ 普及——映画館

独立した映画館、または映画会社は企業ユニオンを結成できる。自立した映画ユニオン——たとえば、地域別の映画企業ユニオン——は社会的企業の資格を持つ。

映画会社(または映画館)は配給センターあるいは他の配給者から映画作品普及の権利(上映権)を交渉により、ただし、その利用できる可能性(当該地域内の映画館系列の状況、地域内の人口、映画館総数)に応じた価格で、買い入れる。同時に、必要な本数のコ

ピーも、製作費に一定の手数料を上乘せした価格で購入する。

映画館は上映権とコピーを製作者から直接購入する権利を持つ。

映画館は外国から上映権を買い取り、コピーを購入または借入れできる。

入場料は各映画会社(映画館)が定める。芸術映画館系列の場合は例外とし、その入場料は文化芸術省が定める。

入場料金には興業税(15%)が含まれ、それは映画銀行に振込まれる。ポーランド映画を優先して上映する映画館は、国庫に納める税金の減額または一定期間の免除が受けられる。特別なケース(移動映画館)においては興業税の免除も考慮されるべきである。

映画館は修理を個人業者に委託できる。配給関係評議会は、今後5年間にわたって年200館ずつ修理を行うための資材と財政資金の優先割当を国会にたいして提言する。その資金の一部は銀行の信用貸しの形で投入

され、修理と近代化がなされたのち、随時償還される。

論拠：映画館は文化的下部構造の一部である。映画館の建設と近代化は文化芸術省の予算で措置されるべきであるが、現状では国家予算を保護する必要があるため、出費の一部を（全体ではなく、あくまでもその一部を）借入金でまかなわざるをえない。国家はこれまで、映画館ネットワークの整備を怠り、経営の苦しい映画館を引き継ぐことを誰もが嫌うような状況を生みださせ、多数の映画館が破産するままに放置してきた。ゆえに、これ以上に深刻な損失を避けるために、できるだけ早い時期に、まだ救うことができるうちに救うべきである。経済的な論拠を求めれば、映画館の修理によって入場者は平均30%増加するであろう。

映画館は以下の共通の財産である。

- 普及を行う社会的企業
- 映画製作者
- 配給者（映画配給センター）
- 文化芸術省（芸術映画）
- 労働組合
- その他の社会的組織
- 個人
- 共同出資の会社（たとえば、国内資本と在外ポーランド人資本の合弁会社）

ほかに、映画の配給、取次についての問題も解決が必要である。

共同運営

1 企画運営評議会

企画運営評議会は、行政機関にたいして映画界の利益を代表し、映画銀行の基金の管理運営を行い、製作費用の全部または一部の製作者への償還を決定する（とくに、ドキュメンタリーと教育映画を製作する映画ユニットの経営を、信用貸しと費用償還によって正常にする）。映画の分野における文化政策に刺激を与え、調整を図り、映画関係出版の現状と展望について提言を行う。映画の教育制度に配慮し、一般教育に占める映画教育の地位を高める。国内興業を組織し、その出資に参加し、外国の映画祭への参加決定に加わる。評議会を構成するのは以下の代表者である。

- 国会の文化委員会
- 文化芸術省
- その他の関係諸官庁
- ポーランド司教団会議の社会コミュニケーション問題委員会

— 労働組合

— 党および諸政党〔統一労働者党および民主党、統一農民党〕

— 青年組織

— 作家、学者の協会およびそれら協会間の調整委員会、映画大学の学生

そのほかに：

— ポーランド映画人協会会長

— 各映画ユニットの芸術監督

— 映画銀行総裁

— 映画批評家クラブ会長

— ポーランド映画討論クラブの連盟総書記

評議会の50%以上は、各映画関連企業の従業員自主運営組織の代表者によって占められるものとする。評議会の規約は、各映画関連企業を代表する従業員自主運営組織が全体で決定する。

評議会は（複数の候補者のなかから、選挙により）関係相当職の企画運営評議会議長を選出する。

評議会の執行機関は、企画、経済、財政、文化、教育、対外国共同製作、映画興業、の各部会から成り、それらは評議会が設立し、その活動は議長の権限に属する。

II 製作関係評議会

製作関係評議会は、製作に必要な資金と機材の割当を調整し、製作者と映画サービス企業との間の争いを解決し、映画の技術基盤発展を促し、製作システムの改善にイニシアティブをとる。映画製作の技術上の手続き一元化と技術の標準化をめざす活動を促し、監督する。投資（たとえば、新しい映画プロダクションやサウンドトラック・センターの建設）のイニシアティブをとる。

評議会を構成するのは：

— 各種映画サービス企業、プロダクション（連盟）の長

— 各映画ユニットの製作主任

— 「フィルム・ポルスキ」次長

— フィルム現象所の技術主任

— ポーランド映画人協会の映写技師評議会と音響技師評議会代表

評議会の50%は上記企業の従業員自主運営組織の代表が占めるものとする。

評議会は互選により議長、副議長、書記を選出する。

III 配給関係評議会

配給関係評議会は映画の普及形態を監督し、芸術映

画の上映を促進、援助する。映画館ネットワークの発展に留意し、必要な修理と近代化に配慮する(たとえば、今後5年間にわたって、毎年200館づつ映画館の修理を行えるだけの資材と財政資金の優先割当を国会に提言する)。高度の照明技術の獲得、画質と音質の改善をめざす。この目的のため、フィルム・装置の管理、機器の保守・技術サービスを組織化し、映画館修理の際には音響効果の改善が図られるよう促し、援助する。

評議会を構成するのは:

- 映画配給センターの長
- 各地域別映画企業ユニオンの長
- その他の普及形態をとる企業の代表者
- コピー製作企業の長
- 映画スタジオの長
- 各映画ユニットの芸術副監督
- 文化芸術省代表
- ポーランド映画人協会代表

評議会の50%以上は上記企業の従業員自主運営組織の代表者が占めるものとする。

評議会は互選により議長、副議長、書記を選出する。

国家の監督—文化芸術省

文化芸術省は映画関連企業にたいして以下の任務を果たす。

1 中央の予算支出を整備し、その基金からの支出行為を公的・法的にコントロールする。

映画文化のために予算化される補助金の額は国会の文化委員会が定める。補助金は以下の経費支出に充てられる。

a) 映画文化機関

ドキュメンタリーと教育映画には財政的保護が与えられ、企画運営評議会は補助金を交付される。評議会は信用貸しと経費償還によって映画ユニットの経営に参加する。映画文化機関の財政的保護は「クロニカ・フィルモヴァ〔ニュース映画社〕」、「イジコフスキ・スタジオ」等、非商業ベースの映画作品にも及ぶ。映画文化機関は、補助金を交付される芸術映画館ネットワークを監督し、数少ない輸入映画の配給(映画討論クラブと共用される)を保障する。機関の基金からは映画討論クラブの連盟にも交付される。

b) 国立フィルム・ライブラリー

ポーランド・フィルム・ライブラリーは国立のフィルム・ライブラリーとして承認されるべ

きである。そうすることにより(自治権を持つ学術機関として)フィルム収集、研究、普及活動、に適した環境が保障されよう。フィルム・ライブラリーは支部(地域別、学校別)設立の権利とその運営資金を受けるべきである。

c) 映画学校

2つの映画大学(ウッチとカトヴィツェ)を文化芸術省の芸術教育システムの中に置くことは正当と思われる。映画大学がさらに広い範囲にわたる自治権を獲得すれば、これまでよりもさらに多くのすぐれた映画人を育成するはずである。また、数年前に廃止された映写技師養成学校と映画機器専門学校の再開も必要である。あるいは、映画・演劇技術者専門高校の設立についてもその可能性が考慮されるべきであろう。

2 製作現場の活動を可能にさせる物的・法律的手段を整備する(たとえば、映画館の建設・修理にたいして物質的な保障を与える)。

3 上記諸活動の効果を分析し、国会、政府に情報を提供する。

結語

改革は余がかかる、と言われる。しかし改革のための資本はすでにある。今年の映画輸出からの収入だけでもそれは可能なのだ。ここに提案した改革の中で最も重要なのは、これまでのヒエラルキー的無責任構造にとってかわるべき水平責任構造創設の試みであろう。経済的效果はそこから派生するものにすぎない。

だれかが改革を与えてくれるなどと、われわれは期待しない。映画救済委員会は、映画関連企業に働く人びとによる運営機関設立を支持する。同時にわれわれは、映画界の現状とここに提案した改革の行方について新聞、テレビで広く世に知らせる必要を感じている。まだ遅すぎはしない。しかし、あと1年もすればあるいはポーランドの映画はすでに存在をやめているかもしれないのだ。

1981年9月9日 ワルシャワ
映画救済委員会

[訳:篠崎誠一]

ポーランド日誌

9月5日 8・31グダンスク合意2周年を記念する全国抗議行動において2人の犠牲者を出したルビンで追悼ミサが行われ、4000人以上が参加する。また、8・31行動で負傷したルビンの青年が入院先の病院で死亡。犠牲者は全国で5人になる。

9月6日 「連帯」とは無関係の武装グループ4人がベルンのポーランド大使館を占拠し、戒厳令の解除等を要求する。

9月7日 国営通信PAPによると、8・31行動で逮捕された4050人のうち、この日までに3023人が罰金または禁固の判決を宣告される。

9月9日 6日以来ベルンのポーランド大使館を占拠していた武装グループが逮捕される。リビアのカダフィ大佐がポーランドを公式訪問。

9月10日 アダム・ミフニクの「国際世論へ向けての公開書簡」（9月2日付）が紙「ルモンド」で発表される（「ポーランド月報」第7号2～3頁参照）。ブヤク・マンフシェ（首都圏）支部長ら「連帯」地下指導部の署名入りで、ベルンのポーランド大使館占拠事件は「連帯」の権威を世界の世論のなかで失墜させることを狙った「挑発」である、と論評した文書がワルシャワ市内で配布される。PAPによると、リビアのカダフィ大佐とヤルゼルスキ議長との間で通商協力協定が締結される。在日ポーランド大使館員夫妻がパリへ亡命する。

9月13日 この日パリに届いた情報によると、地下活動中のポーランド独立自治労組「連帯」暫定調整委員会（TKK）は、9月5日～7日の秘密会議で、8月31日の全国抗議行動を積極的に評価し、9月30日とその行動で犠牲になった人々にささげる日と決め、正午から1分間黙祷し、犠牲者を出した場所に記念プレートと十字架を掲げるよう指令した。さらに10月21日と11月11日には、社会内衛委員会（KOR）の旧メンバーに対する政治裁判反対などをスローガンとした反政府デモを呼びかけた。またTKKや「連帯」地方支部の決定していない行動は慎み、挑発の危険には警戒するよう注意を与えている（本誌16頁を参照）。TKK文書は、KORの旧メンバーに対する裁判について、「この裁判手続きは、組合活動家たちを長期にわたり社会生活から排斥することを狙った他の裁判への道を開くものである」と主張、「KOR事件は単なる始まりにすぎない。他の拘留者たちも偽りの訴を受けて次

々と法廷に引きずり出されるだろう」と述べている。（本誌7頁を参照）KORの旧メンバー9人はこの日、軍政当局がヤツェク・クローロン逮捕されたKORの旧メンバー4人を国家転覆の容疑で裁判にかけようとしているのは根拠がなく、でっち上げであると非難する。9人の中には経済学者エドヴァルト・リビンスキ、作家アンカ・コヴァルスカ、女優ハリナ・ミコワイスカが含まれている。ポーランド政府スポークスマンによると、戒厳令10ヵ月目に入ったこの日、各地で反軍政街頭デモが発生。クラクフ近郊のノバ・フタではレーニン製鉄所労働者を中心とした若者のデモが2回にわたり発生し、投石などの「過激な行動」に出たため、放水車や催涙ガスで鎮圧したという。

9月16日 国家転覆の容疑で告発されていた、KOR創設者の1人ヤン・ユゼフ・リプスキが、「友人を見捨てることはできない」としてロンドンから帰国したところをワルシャワ市内の自宅で逮捕される。

9月17日 「カティンの森」事件記念碑前で約500人が追悼集会を開き、8人が逮捕される。

9月29日 「連帯」筋によると、「連帯」全国委員会のクルピンスキ副委員長が7月、懲役3年半の実判決を受けたという。

9月30日 ヴロツワフで約1万人の市民が当局の警告を押し切り8.31行動の犠牲者を追悼する集会和デモを強行する。

10月5日 ヴロツワフ支部長でTKKの1人でもあるヴワディスワフ・フラシニウクが逮捕される。

10月8日 「連帯」地下組織はこの日、「連帯」の非合法化法案が国会で可決されても大衆抗議行動を起こさないよう呼びかける。同日夜、国会で新労組法が成立し、「連帯」は名実ともに非合法化される。

10月9日 ヤルゼルスキ議長はこの日の国会演説で、「連帯」関係者の大量釈放と規制の緩和を公約する。在ブリュッセル「連帯」在外調整委員会は「連帯」非合法化に抗議し、新労組法を弾劾するよう呼びかける声明を発表。声明は、「連帯」が機能するにあたって全体主義政権の承認は必要としないと述べ、全世界の労働者に支援を求めている。ピアウォェンカに拘留されている「連帯」指導者9人はこの日、新労組法に基づく産業別労組をボイコットするよう呼びかける。

10月10日 TKKはこの日、「11月10日午前10時から4時間の抗議ストに突入するとともに、街頭デモを組織するよう」呼びかける、ブヤクらの署名入り文書を配布（呼びかけ文は本誌11頁参照）。（編：鶴崎公敏）

「連帯」を非合法化した新労組法

本号を準備中の10月8日、ポーランド国会はいわゆる新労組法を圧倒的多数（反対10、棄権9、ほかに欠席100）で成立させ、「連帯」を非合法化しました。この措置に対し、ポーランド現地ではただちに激しい抗議行動が展開されたことはご承知のとおりです。戒厳令という物理的暴力を背景に「連帯」を押し潰そうとするこうした暴挙に対し日本でも反撃の闘いが組織されなければなりません。本誌では、とりあえず本号で、「連帯」調整委員会の声明を掲載しましたが、次号以降、関係資料を紹介してゆきたいと考えています。

ポーランド研究会

ポーランド資料センター会員および『ポーランド月報』読者の有志の方々を中心に、さる7月17日、ポーランド研究会が設立されました。ポーランドの「連帯」の運動が提起したさまざまな問題、その歴史的、文化的背景を専門家の協力を得ながら研究してゆこうという趣旨です。

7月17日の設立準備会では、東京大学助手、塩川喜信氏から、「日本における“ポーランド連帯論”」と題して報告があり、討論がなされました。その後、第1回定例会（9月11日、報告者：早稲田大学文学部講師、井内敏夫氏、テーマ：ポーランド史の基本問題について）、第2回定例会（10月9日、報告者：映画評論家、草壁久四郎氏、テーマ：ポーランド映画界改革草案について）を経て、第3回定例会が11月27日（上）午後に予定されています（報告者：小山真理子氏、テーマ：ヤン・マラノフスキ著、「ポーランドの労働者たち」について）。

入会ご希望の方は年会費2000円を添えてポーランド研究会事務局（資料センターと同所。郵便振替：東京0-72694）までお申し込み下さい。

文献・資料サービス

資料センターの事業のひとつとして会員に対する資料の提供をかねながらも、これまで十分な態勢をとることができず、大変ご迷惑をおかけしてきました。このたび、さきやかながら以下のサービスを開始しま

すので、ご利用下さい。

- 1 ポーランド国内の動向を伝える近着の外国語文献（ポーランド語、英語、仏語など）の内容を、目次部分を邦訳して、原則として月1回、紹介する（無料）。
- 2 その中から会員各位が必要とされる文献・資料をご希望に応じてコピーして提供する（有料）。
- 3 外国語文献をご希望により邦訳する（有料）。

費用等詳しくは事務局までお問い合わせ下さい。なお、資料センター所蔵の文献・資料についても、現在進めている整理作業が終り次第、会員各位に利用いただけるよう体制作りを急ぎたい考えです。今しばらくお待ち下さい。

事務局の体制について

資料センターの事務所は、従来、留守にすることが多く、電話下された方、来訪下さった方には大変ご迷惑をおかけしてきました。今後、資料センターとしての機能を充実させるべく、毎週月曜日から金曜日まで、午後2時～5時の間、当番の体制を敷くことにしましたので、これまでの不便は多少は解消されるかと思えます。ボランティアをベースにした今の事務局の力量ではこれが精一杯のところですので、ご理解下さい。なお、ご来訪いただく場合、あらかじめ電話なし郵便にてご連絡を頂いていた方が確実かと思えます。

正誤訂正

本誌第7号にいくつかの重大な誤りがありましたので、ここに訂正し、お詫び申し上げます。

3頁 最下行 ポーランド支援連絡会議⇒ポーランド「連帯」支援連絡会議

10頁 表題ポーランド語タイトル中 Wyzwania ⇨ Wezwania

29頁 写真説明 ケシレフスキ作⇒ケシロフスキ監督

今後とも誤記、誤植のないよう、万全の注意を払う所存です。会員、読者においてお気付の点があれば、ぜひご連絡下さい。

1982年10月26日 (あ)